

《資料》

ハインリヒ・ハイネ（二一・完）

——ヴォールハウプター著『詩人法律家』その二——

堅 田 剛（訳）

三 挫折した職業計画、修業時代

「ミュンヒェンからジェノヴァへの旅」（『旅の絵』第三巻）において、ハイネはこう書いている。「私は詩人としての名声に大きな価値を置いたことは一度としてなかったし、人々が私の歌を褒めようと貶そうと、そんなことは私にはどうでもいいことだ。でも、棺の上には一枚の盾を置いてほしい。私は人類の解放戦争において、勇敢な兵士であったからだ」⁽¹⁾。カリシヤは、ハイネのこうした表現に以下の注釈を付している。一八三〇年頃のハイネの生活を近くから観察した者に対しては、由々しくもこうした長広舌がもたらされるのだが、にも拘わらず、ふざけた態度のみが語られるわけではなく、事態に即した同時代人の見解を指摘してもいる。ハイネの非拘束性（*nichtsgelbunden sein*）⁽²⁾は、政治的観察の任務においても、彼自身が落ち着く高次の故郷のようなものを求めていた⁽²⁾。実際ハイネもまた、学位取得以後、つまり主たる蓄積期以後には、商売の可能性を探っていた。思索と行動と

の正しい関係が、満足感や解放感をもたらすなどと、明確に述べているわけではないのだが、ゲーテを意識するかのようにして、ハイネはこうした商売を市民的職業の軌道上で探し求めた。本論稿が示すように、こうした全ての計画が挫折したことをハイネ自身に帰すること、彼の性格や貴族的な享樂生活に向かう彼の性向に帰することは、けっしてできない。

また遺憾なことには、彼が最終的に求められていると信じた政治の軌道は、彼の最上の天賦にはそぐわなかった。高い精神をもった大学における「完全なる員外教授」——この文脈では正教授よりも好ましかった——に招聘されるとか、「聖靈の騎士」⁽⁴⁾になると自負していたこの人物は、根本的には政治的闘技場の埃と血に適合していた。とはいえ、のちのハイネにおける文学的^{ポエティシユ}なものと政治的^{ポリティシユ}なものとの融合に際しての不本意なことから多くは、まさにそうした誤った方針に関わっていたように思える。想像するに、この人物の妥当な意志が明確な活動領域において満足を見出したならば、彼の文学的^{ポエティシユ}な能力はより純粹な叙述や表現に到達したことであろう。たとえばアイヒェンドルフにおいて確認されることだが、彼は強い政治的關心のもとにいくつかの時代諷刺を書いたとはいえ、主として文学の純粹な混じり気のない論調を維持したのであった。

さらに付け加えておきたい。ハイネは、たびたび職業計画の動機として大言壮語してきたように、叔父とその家族への脅迫的な金銭的依存から脱出したいと思っていた。こうした依存は実際ハイネの生活や活動を長期にわたって毒してきた、というヒルトの見解⁽⁵⁾に与するならば、職業からの自由は、他のはるかにひどい依存という犠牲において、まったく高価に購われることになったということかもしれない。叔父自身がその厚情を堅実な市民的職業を引き受けることに依存させたのは正しいが、とはいえ、それは甥に対する道義的な義務から今や完全に自由になるためにほかならなかったし、そもそもそうした義務は百万長者にとつてどうということもないものであった。

1 二つの職業計画

ハイネは、学位取得のあと、二つの職業計画を検討した。その一つは、友人ガンスの手本によってハイネの身近にあり、大いに同調できるもので、ベルリン大学哲学部での教職を目指すというものであった。一八二五年の十月初頭、ハイネは友人のモーザーに対して、次のことを照会してくれるよう依頼した。ベルリンでは法学博士が解釈能力につき (pro facultate legendi) 論じたとして、はたして哲学の講義を講じたことになるか、という照会である。⁽⁶⁾ これについてモーザーがどう回答したかは、知られていない。いずれにせよ、弁護士計画に着手したのちも、ハイネの期待は具体的に学者としての経歴を目指すことになり、こうして彼は講義のための準備を決意した。⁽⁷⁾ さらに一年半後になって、彼はこうした計画の実現への期待を、省庁でのある転換に結びつけた。⁽⁸⁾ ハイネが講師職に向けて他の多くの同時代人と同様に学問的によく努力したことを、疑うわけではない。キリスト教への改宗によって、ハイネは進路から障害を取り除いていたので、ガンスの事例が示すように、そこにはなんの障害も存在しないはずであった。ところがハイネは、この問題に関して、その強引さを強力に用いたガンスに比べると、概して臆病であった。

もう一つの計画は、叔父の援助のもと、ハンブルクで弁護士として開業することを目指すというものだった。したがってハイネは、法律的な職業にこだわっていたことになる。一八二五年十月八日付のモーザー宛の手紙には、こう書かれている。「僕のことを悪い法律家だと、けなさないでください。どうせそのことは、僕の友人である必要のない他の人々がおこなうでしょうから、心配しないでください。——でも、僕が博士であることを羨んだり、法律的知識について当てこするのには、君の純然たる僻みです⁽⁹⁾」。八月から九月にかけてノルデルナイの海水浴場で

健康を回復し、とりあえずリューネブルクに戻ったあと、十一月の末に、彼はハンブルクで精力的に仕事に従事することを決意した。⁽¹⁰⁾ ここではザロモン・ハイネが専制的支配者の役割を果たしており、好意も悪意もその気分分しだいであった。友人のコーエンがハイネに対して格別の厚意を示してくれたとき、他の側面からの方策が——ハイネは義弟のモーリッツ・エンブデンの策謀だとさえ推測している——、またしてもすべてを台無しにしてしまった。⁽¹¹⁾

十二月の後半になると、ハイネは彼の目論見が挫折したと告白する仕儀に陥った。⁽¹²⁾ いっそう厳しい経験へといたる不機嫌さは、長期にわたって影響を残した。『シュナーベレヴォプスキー氏の追想』(一八三四年)の第三章には、ハンブルクについての意地の悪い文章がみられる。ここではマクベスならぬバンコー——マルク・バンコーのことと思われる——が支配しており、当地の弁護士たちについては、焼き肉が彼らのもとに落ちてくるまで、ひたすら法律を裏返ししたり振向けたりすることを心得た、「法律の焼き肉回転機」(Bratenwender der Gesetze)と呼んでいる。⁽¹³⁾

2 【文学的相貌と政治的相貌】

運命はハイネの絶望的な職業志望を補償するかのようになり、一八二五年から一八二七年にかけて、『旅の絵』第一巻・第二巻(一八二六／二七年)および『歌の本』(一八二七年)の成功を贈った。これらにより、彼は文学的な相貌に加えて、「ル・グランの書」(『旅の絵』第二巻)にみられる政治的な相貌をも獲得した。⁽¹⁴⁾

ハイネの旅の詳細について、あらかじめ記しておくことが適切であるだろう。一八二六年、彼は再びノルデルナイに滞在したが、依然として国制史に関心をもっていたので、東フリースラントの自由な政治的發展に言及しなわけにいかなかった。⁽¹⁵⁾ リューネブルクに戻ったあと、彼は『旅の絵』第二巻を完成させたのだが、一八二七年の

一月から四月までハンブルクで身柄の拘束を警戒していた。その直後に彼はイギリスに旅立った。一八二七年八月八日、敬愛していた自由主義者の大臣キャニングが死んだ当日に、ハイネはロンドンを去って、オランダ経由で故郷に戻った。コッタからの招聘により、ハイネは直ちにハンブルクを發つて、南のミュンヘンに向かった。

ハイネの『旅の絵』は、その主観的な立場と相まって、たとえば同時代にインマーマンが遺してくれたような旅日記とはまったく異なっている。まさに詩人法律家のテュンメルが意味するような「感傷的な旅」の特徴さえ、それははるかに凌駕するものであった。その法律のおよび政治的な知見は、詩人の当時の思考世界を理解するためには本質的なものであるので、伝記的記述においても見過ごすわけにはいかない。

『ハルツ紀行』では、——ハイネはもはや薄っぺらなことや、機知を凝らした無害なことなど書いてはいない——⁽¹⁶⁾ ゲッティンゲンのより学問的な雰囲気⁽¹⁷⁾が優勢であり、すでに記したように啓発的な叙述の充実を窺うことができる。

『旅の絵』第二巻の第一篇「北海」においては、文学者——詩人法律家のウォルター・スコット⁽¹⁷⁾についての傲慢で部分的には平凡な所見や、文学的景気後退性と刑事司法との比較がみられる——⁽¹⁸⁾のほかに、すでに政治家が顔を出して語っており、しかもハイネに特徴的な、貴族や教会に対する攻撃が伴っている。

さらに、「ル・グランの書」⁽¹⁹⁾におけるナポレオン賛美によって、ハイネはオーストリアとプロイセンとロシアによる神聖同盟権力の復古政治に、公然と意識的に対立した。ハイネが反動と進歩の矛盾の中でいずれの立場を採るべきかは、その出自と教育歴からすれば疑い⁽²⁰⁾えなかつた。反響はすぐ現れた。『旅の絵』第二巻は、まずハノーファーで、次いでプロイセン、オーストリア、そしてドイツの小国のほとんどで発売禁止となったのである。⁽²¹⁾

『旅の絵』では概して輝かしい散文作家が發言したといえるのだが、ハイネは抒情詩人としての評価も確立した。

ハイネは一八二七年にそれまでの詩作を『歌の本』にまとめたからだ。これをあらためてカンペが出版することになった。従来の詩集はマウラー書店とデウムラー書店のもとで刊行されていたので、出版権上のいくつかの問題が克服されねばならなかったのだが、これについてはファルンハーゲンの助言が役に立った。

3 【ロンドン滞在】

すでに言及したロンドン滞在(一八二七年四月から八月まで)からは、一八二八年に公表された『イギリス断章』が生まれた。これは、イギリスの公的生活についての、一連の入念な小品集である。⁽²²⁾ハイネは、個人的自由に向けてのイギリス人の要求を、イギリスの国制史の駆動力と評価している。——もとより、その社交性のゆえに平等のほうに留意するフランス人への、理屈っぽい対照を伴っている⁽²³⁾。国制史的素描は、真の自由の公的欠如の充実を際立たせるものであつて、⁽²⁴⁾当時のイギリスの刑法は、まったくの時代遅れだと繰り返し非難されている。事実として国制史的にも意義深いこうした司法的断片に対するハイネの関心は、ちょうどオールド・ベイリー裁判所についての叙述(第五章)が示すのと同じように、⁽²⁵⁾つねに生き生きとしている。このことをただちにここで付け加えるべく、イギリスに対するハイネののちの判断も近接して書かれている。『シェイクスピア劇の少女たちと婦人たち』は、一八三八年に出来上がったもので、ある銅版画叢書に添えられた作品だが、そこにおいてハイネは、シェイクスピア時代の古風で陽気なイギリス(Old Merry England)を、近代的で、彼によれば、ピューリタンのイギリスに、極端な陰影を付けることでもって対置した。⁽²⁶⁾ここでとりわけ興味深いのは、『ヴェニス商人』についての節である(ここでは「ジュシカ」という標題のもとに登場する)。その中で、ドウルーリー・レーン劇場での上演の際の思い出を蘇らせるのだが、そこでは一人の美しいイギリス人女性が、シャイロックの運命を憂慮しつつ、「あの気の

毒な人は不当に扱われているわー」(The poor man is wronged!)と叫んでいた。——イェーリングの『権利のための闘争』が問題提起したが、コーラーの『法学の議論に晒されるシェイクスピア』はお笑いぐさだと片づけ²⁷⁾た、根本的思想である。今一度ハイネの表現技法が称賛されるのは、彼がシェイクスピアに欠けている三つの統一性についての批判を、次のように論じることによってことごとく受け流すときである。すなわち、シェイクスピアにおける場所の統一性とは地球のことであり、時間の統一性とは永遠性のことであり、行為の統一性とは人間性のことである、というのだ。⁽²⁸⁾

当時のハイネにおけるナポレオン崇拜も、その時代のイギリスの政治に対するある種の抵抗に彼を駆り立てたので、偉大な自由主義者に対して、つまり彼自身の国民から冷遇されていると信じたキャンピングに対して、ハイネは大きな称賛を贈った。だからこそ、ロンドンから友人のモーザーに宛てて、思想の手先もしくは至高なる権利の抑圧者に対する年老いた偉大な闘士の綱領を、将来の課題として告げることができたのであろう。⁽²⁹⁾

4 【詩人法律家たちとの交流】

伝記的な叙述を中断して、ハイネと当時の法学者、とりわけ詩人法律家たちとの交流に目を向けてみよう。ガンズに対する態度は、それまでは濁りのないものではなかったのだが、今や澄んだものになってきた。ヒツイヒやゼーテヤクリステイアーニとの古くからの友情は、相変わらず重要なものであり続けたし、南ドイツ旅行の途次、ハイネはヨハン・ヘルマン・デトモルトという真の親友を見出した。デトモルトは、当時ハイデルベルクで学業を終えようとしていた。⁽³⁰⁾彼は詩人もしくは作家にも挑戦したが、むしろ詩人法律家として理解したい。ところで『旅の絵』は、ゲータヤベルネやミュルナーに贈呈されている。⁽³¹⁾当時のハイネは、もとより詩人的能力を意識することによって、

再びゲーテと内面的に対立している。このことは、一八二七年九月二十日付で友人クリスティアーンニ、つまりゲーテの熱烈な崇拜者に宛てた手紙が示している。⁽³²⁾ またゲーテ通のファルンハーゲンに宛てた手紙も、次のような意見で締め括られている。ゲーテもまた精神の国際法——ハイネのお気に入りの思想だ——を侵したといえるでしょう。しかし、彼とても邪魔することはできないでしょう。いつか彼の偉大な名前と並んで、ハイネという名前がしばしば呼ばれるようになるであろうことを、と。⁽³³⁾

ミュルナーについては、『旅の絵』に対する批評のゆえに、ハイネは真夜中新聞『下劣』の中で非難しなければならぬと信じた。⁽³⁴⁾ アレクシスの作品(『誠実な人々』)からは、『イギリス断章』の題辞が採用された。ハイネは當時もその後もアレクシスを認めていたかのようだが、その間もユヒトリッツについてはつれない意見を表明していた。⁽³⁵⁾ さらに、ボン大学時代の古い友人ジムロックは、当時ベルリン市裁判所の判事補だったが、彼もその頃の文通の中で繰り返し姿を現す。

とりわけ、「大切な同志」インマーマンが際立っている。彼の戯曲『カルデニーオ』は、「ハイネの空想的な病気とインマーマンの持続的な健康のすべての」統合として性格づけられるのだが、それはハイネによって高く称賛されている。⁽³⁶⁾ インマーマンの諷刺詩は、まことに多様な結果をもたらしたようで、ハイネも「北海」(『旅の絵』第二巻)の中に挿入したのだが、そのうちのいくつかはプラーテン伯爵を当てこすったものであった。⁽³⁷⁾

5 【その他の交流】

ミュンヒェンで『新一般政治年誌』の編集を引き受けてほしいとのコッタの要請にしたがい、ハイネは一八二七年の末までに到着する予定で南ドイツへの旅に出発した。この間に、その他の交流も始まったり固まったりするこ

となった。カッセルで、ハイネはヤーコプ・グリムに共感を覚えた。グリムは当時『ドイツ法古事誌』を執筆しており、これは一八二八年に刊行された⁽³⁸⁾。フランクフルトではハイネはベルネと三日間を過ごし、ハイデルベルクではすでに言及したデトモルトと知り合った。『旅の絵』の評判が先行しており、それにハイネはまったく喜んで浸っていたのだが、とはいえずすべてが愉快なものばかりではなかった。ハイルブロン近郊のヴァルツベルクにおいて、ハイネは見知らぬ男が近づいてくるのに遭遇したのだが、その男はハイネに、君は『旅の絵』の著者かと尋ねた。そうだと分かると喜んで、見知らぬ男は自分は警察の者だと告げたいので、ヴェルテンベルク一帯から退去するよう指示したのである⁽³⁹⁾。ハイネは一八二七年の十一月末によくミュンヒェンに着いて、ここでは詩人法律家のエドゥアルト・フォン・シエンクの知遇を得た。シエンクは信頼できる人物であり、一八二六年以来、バイエルン国王ルートヴィヒ一世の内務大臣兼文化大臣を務めていたので、ハイネは重要な後援者を得たことになる。ハイネはバイエルンの気候(Klima)にうまく馴染めず——政治的な風土(Klima)もそう思えた——ので、バイエルンの首都に住んだらプロイセンのほうが好きになったと告白した⁽⁴⁰⁾。とはいえ、ミュンヒェン大学の文学史の教授に斡旋してもらえたならば、彼は大いに満足したことであろう。こうした素敵な生涯の希望を顧慮することで、彼は明らかに政治的発言における節度を自分に課したのであった⁽⁴¹⁾。この計画は、大臣シエンクの支援によってすでに相当程度にまで進展していたので、ハイネは、任命辞令が転送されてくるだろうとの確固たる希望を抱きながら、一八二八年のイタリア旅行に出発した。ハイネはフロレンツで、ここでサヴィニーの言を借りるならば、念には念を(La sûreté de la sûreté)入れるために、何週間もそれを待っていたのである⁽⁴²⁾。しかしながらこの辞令問題は、ハイネを大いに失望させることになった。シエンクはイエズス会の指示で自分を見捨てた、とハイネは推測した⁽⁴³⁾。だが以下のことに気づくには、客観的にみて彼には充分でないところがあった。すなわち、その当時バイエルン国王

の宮廷である種の役割を果たしていた貴族と教会とに対するハイネの戦いや、さらには、政府からすれば革命家、自由主義者からすれば政府の回し者とみなされた、胡散臭い山師のヴィット・フォン・デーリングとの交際のような個々の失態が、ハイネをミュンヘン大学の講座には相応しくない人物に見せたのである。見送りとなったミュンヘン大学教授職に関するこうした失望の大部分が、貴族主義者のプラッテン・フォン・ハラームンデ伯爵に對する論争へと流れ込んだことは疑いない。彼は詩人でありながら、同時に国王側からのある種の要請を受けてそれを楽しんでいたからである。

6 「イタリア旅行とその後」

きわめて名譽なコッタの条件にも拘わらず、ハイネは『政治年誌』のために一八二八年の七月までしか契約しなかった。また、——彼本来の最大の業績は、イギリスの公的生活の描写であつたようである、これらはやがて『イギリス断章』のために整理された——すぐ前に述べたように、新たな職業観によつて生気を吹き込まれつつ、彼は夏にイタリア旅行に出発した。この旅行は、ブレンナー峠を越えミラノ、ジェノヴァ、リヴォルノを経てトスカーナ地方に入り、有名なルッカ温泉や、最終的にはフィレンツェに至るものだが、ここで父親への激しい郷愁に襲われたため、旅行は唐突に中断された。帰郷の旅の途上、ヴェルツブルクにおいて、父親が十二月二日に死んだとの知らせがハイネに届いた。

ハイネは、まずハンブルクに転居した母親の元を訪れた。その後彼はベルリンに向かい、主としてポツダムで『旅の絵』第三巻に取り組んだ。その刊行は一八二九年のクリスマスに予定されていた。法学の領域に関していえば、⁽⁴⁴⁾ 刑法的な問題がなおも彼を捉えていたようだ。当時の彼は、自由主義的な法学者でかつ政治家でもあつたテオドー

ル・ヴェルカーの著作『国家・法・刑罰の究極の根拠』(ギーセン、一八一三年)を読んでいた。⁽⁴⁶⁾ 出版人のカンペとは——どうやら彼は粗悪な紙を『旅の絵』に使ったらしいのだが——、ほとんど決裂するに至った。ハイネは場合によっては、カンペに表見的権利をも許さず、そのうえすでに印刷された用紙の出費を引き受けてでも、契約を解除して完全に自由な立場を確保しようとした。⁽⁴⁶⁾

すでに慣例となつた北海・海水浴場旅行——今度はヘルゴラントに行った——のあと、ハイネはハンブルクの母親の元に赴いた。インマーマンに献呈された『旅の絵』第三巻の評判に注意を払いながら、であつた。この第三巻は二つの篇、「ミュンヒェンからジェノヴァへの旅」と「ルツカの温泉」から成つていた。一八三〇年には、最終巻となる『旅の絵』第四巻が続いた。第四巻には、「ルツカの町」と、すでに紹介した「イギリス断章」を収めているが、これらは部分的には、ミュンヒェン時代に『政治年誌』において発表済みのものであつた。⁽⁴⁷⁾

ハイネの『旅の絵』のうちイタリアに関する部分を肯定的にせよ否定的にせよ評価するためには、高次の人間性の記録たるゲーテの『イタリア紀行』を一瞥する必要がある、とは言ひ得て妙である。ハイネは、ゲーテのようにイタリアを経験することはできなかった。そもそも、ハイネは人間を理解することを拒んでいたからである——彼はイタリア語ができなかつた⁽⁴⁸⁾——。しかも、まったくそうしようとはしなかつた。彼の叙述のきわめて主観的な文体からすれば、ヴェローナの円形劇場も、可愛い大道歌手の印象に優る意味をもたなかつたのである。したがつて、本論稿の主題にすぐに合わせようとしても、ハイネの豊かな思考世界の割には、イタリア関連の『旅の絵』からは、あまり採り上げるべきものがない——この点でもきわめて教示に富む、ヴァイマルの巨匠の『イタリア紀行』と公然と比較してではあるのだが。悪趣味ぶり——たとえば法学提要と学説彙纂の偉大な関係が解剖学的な比較として紹介されている⁽⁴⁹⁾——の他にも、一連のドイツの法学教師たちに関して、辛辣な嘲笑が注がれているのを見出すこ

とができる。いくつかの箇所については、すでに前に(50)紹介した。ベルリンの保守主義的な国法学教師のシュマルツは、何度か物笑いの種になる。シュマルツは、ハイネによれば、自分があらゆる点で笑いものになっていることを昼も夜も気にして、ユーモア作家にとつて欠くことのできない存在となつていそうだ。(50)別のところには、「塩味の効かない悪本と枢密顧問官のシュマルツは、不道徳と危険で一杯だ」という言い回しが記されている。(51)法と法学とが背景に退くほどに、ハイネの政治的活動はますます広がり、王政復古やその要人一人一人に対する数多の上品なる皮肉が疑いようもなく決まつてくる。とはいえ、ハイネの次のような政治的現実感覚には、とうてい賛成できない。すなわち、彼は皇帝主義のロシアを自由な国として、イギリスよりも優位性を与え、向こう見ずにも、ロシアの統治は封建主義や教会支配に対抗する、と主張するのである。(52)基本的な受け入れられるのは、まさにこうしたハイネの自由主義という主たる政治的基本思想であり、貴族と教会に対する闘争である。だがこれは容易に——告白するけれども——、機知に富むが常に新たに変容する魅力的な報告に直面して忘れられてしまう。しかしながら、たいていのおも愛すべき才覚者たちは、危険で虚無的な地下工作に走り、そこで彼らはヨーロッパ文化の土台に迫ることになる。カトリック教会と福音教会は、政治的権力としてだけでなく、キリスト教の宗教的実体の担い手としても攻撃される。「ルツカの町」においては、無関心の表示が見られるどころか、むしろ宗教的象徴を性愛経験のために使用したり、キリスト教の聖なる秘跡を嘲笑したりするなど、そうした洗神行為を前にしては身震いすることにもなる。プラーテン伯爵によるハイネのユダヤ性に対する下劣な攻撃によつて駆り立てられたユダヤ人としての怨念が、この『旅の絵』を貫いており、率直にいえば、彼は福音教会への形式的な加入とは縁を切るつもりだった。だが、宗教的経験一般を、つまりゲーテの意味での畏敬の念(Ehrfurcht)を否定しても、未だ世俗の人間を美化することにはならなかった。しかもそれは、最も危険な政治的原則なのである。のちになつてまさにハ

イネが予想したことが、彼によってここで説かれた宗教的虚無主義は、ユダヤの民にとつても有害なものたりうる。——少し前の時代に目を向ければ、次のことを悟るには充分である。すなわち、正しく理解されたキリスト教はユダヤ教に対する防壁でもあり、異教精神復興主義 (Neuheidentum) の勝利はユダヤ教の破壊を意味するのであつて、しかもそれは宗教的実体においておこなわれるとは限らないのである。

いずれにせよ、初めのうちは非常に主観的なハイネの見解にしたがつて、なお一つの観点が『旅の絵』を法に結びつける。すなわち、プラーテン伯爵に対する復讐であり、ハイネの言によれば、審判である。一八二九年十一月十七日付インマーマン宛の手紙には、こう書いてある。「インマーマン様、貴方には裁判官 (Richter) 役をやつていただき、私は死刑執行人 (Scharfrichter) 役をするか、あるいは法を真面目に記述したいと思つています⁽⁵⁴⁾」。さらに一八二九年十二月三十日付モーザー宛の手紙で、ハイネは「厳格なる正義の保護」について述べている。これこそ、ハイネがプラーテン伯爵に関して実践したものであつた。

この事件には、以下の前史があつた⁽⁵⁵⁾。すでに紹介したように、ハイネは『旅の絵』第二巻の「北海」篇に、他ならぬプラーテンに向けられた、友人インマーマンの諷刺詩を添えていた。こうした比較的無邪気な二行形式の諷刺詩は、プラーテンをして文学的喜劇たる『ロマン主義的オイディプス』を書く気にさせた。これはインマーマンとハイネに対する下劣な攻撃を含んでおり、とりわけ後者に対する攻撃であつた。ハイネは直接にはプラーテンに対して何もしなかつたにも拘わらず、プラーテンはユダヤ人というハイネの最も敏感な点を攻撃して、しかも文学的諷刺の領域に意識的に踏み込んだのである。プラーテンが何かを企んでいることに、ハイネは気づいた。ハイネを信じるならば、『ロマン主義的オイディプス』の刊行を阻止するには、プラーテンの出版人たるコッタの一言がありさえすればよかつた。だがミュンヒェンでの希望が挫折して苛立つた気分のところ、プラーテン

伯爵は、ハイネが述べたように、バイエルンにおける貴族と教会の庇護小僧 (Protektionskind) (もともと、プラーテンは福音派であったのだが) として、また「貴族主義者と糞坊主どもの生意気な子分 (Freundenjunge)」として登場したのであった。インマーマンはその作品『韻律法の迷宮で踊り回る騎士』でもって、必死にかはともかくとして威厳をもって抵抗したのだが、これに反してハイネは、猛獣の楽しみでもって、「ルツカの温泉」をプラーテンに対する論戦のために拡大した。この論戦は、詩人というだけでなく、同性愛的性向に病んでいる人間が過敏になるような打撃を与え、その評判を過剰に損なわずにはいなかった。その名人芸的ではあるが、何でもありの手段により、人間の人間に対する殲滅戦において、ハイネはプラーテンに勝利したとの印象を得た。だが『旅の絵』第三巻の刊行以後は、彼がこの勝利を喜ぶことは正しくなかったろう。なるほど、前に紹介したように、なによりもハイネは、文学的刑事裁判を執行し、ゆえに職務を果たした裁判官または死刑執行人の立場に身を投じたのである。しかしながら、すぐに認めたとはいえ、この事件において彼は市民王位 (Bürgerkrone) を要求することはとていできない。なぜなら、彼はなによりも自分自身のために配慮し、したがって個人の事件として振る舞ったからである。⁽⁵⁷⁾ 彼は最終的には正当防衛を言い立てた。そしてすでに、ほとんど全員の嵐のような抗議と、他ならぬ友人たちの冷淡さに直面して——モーザーとはこの事件で仲違いしたし、プラーテンによってともに攻撃されたインマーマンはもつと節度を望んでいたし、⁽⁵⁸⁾ ファルンハーゲンだけが一定の同意を示した——、至る所で応援団を募る必要があることにハイネは気づいたのである。ガンス、ルートヴィヒ・ロベルト、デトモルトは応援を申し出で、雑誌『彗星』の編集者たるライプツィヒの作家カール・ヘルロスゾーンは、あえてハイネの弁護を買って出て、熱い札状を貰うことになった。⁽⁵⁹⁾

ハイネは一八三〇年になって、十一月三十日付のファルンハーゲン宛の懐古的な手紙でも断言できるように、固

有の不器用、へま、愚かさに対する多くの怒りを買うことになった。⁽⁶⁰⁾ ヒルトの適切な断言によれば、ハイネはまったくもって我慢強い闘士ではなく、たちまちにして臆病で弱気になったので、結果が一つだとするならば、それは彼にとつて不運なものであった。

一八三〇年の積極的な成果は、『旅の絵』第四巻の完成と、『新しい春』という標題の詩集であった。だが後者の詩は、以前の抒情詩ほど重いものではない。『旅の絵』第四巻の二つの篇、「ルツカの町」と「イギリス断章」のために、ハイネは一八三〇年十一月に、フランス七月革命の印象と、それへのドイツの無関心という印象を抱きながら、それぞれの後記を書いた。マルセイエーズのファンファールの響きが紛れ込んでいる第一の後記の中で、ハイネは愛らしい女神サテューラ、正義の女神テミスと山羊足の男神パンとの娘神に助けを求めて、彼女が母神の剣で自由の敵を裁き、父神の笛の音で敵を死に至らせるように頼んだ。⁽⁶²⁾ もう一つの後記は、皇帝カール五世とその宮廷道化師クンツ・フォン・ローゼンとの架空の会話であるが、⁽⁶⁴⁾ ドイツ諸領邦における善良な民衆法をめぐるハイネの懸念を告げている。一八三一年三月に、核心において (E. Huce) 後記にみられる思想行程を含む序言を、作品『貴族に優るカールドルフ、M・フォン・モルトケ伯爵への手紙より』のために書いた。⁽⁶⁵⁾ この作品は、ロベルト・ヴェツセルヘフトの偽名に隠れて、M・フォン・モルトケ伯爵による貴族主義的な小冊子に対して論争を挑んだ。この小冊子『貴族、およびその市民身分との関係について』は、一八三〇年にハンブルクで刊行されたもので、モルトケはデンマーク国王の侍従であり、ゴットルフ上級裁判所の構成員であった。ヴェツセルヘフトに向けてのハイネの序言が説明するところでは、彼は貴族の制度やその伝統的な特権に反対するのではないが、しかし国家における指導的立場からの非貴族の排除に反対し、しかも非常に激しい言語を運用するのである。⁽⁶⁶⁾ 伯爵は当初は反論しようとして決まっていたので、新たな筆戦が見込まれたのだが、これをハイネは本当はあまり引き受けたくなかったようだ。ハ

イネは伯爵に不意な侮辱を詫びたのだが、それは事件を棚上げするために充分すぎるほどのものであった。⁽⁶⁷⁾

再度明らかになったのは、成功する機会はあまり多くはなかったが、就職の可能性である。一八三一年、ハンブルクの四つの法律顧問職のうちの一人が処分され、その後任として、政治的な文章を書くことも心得ている著名人が求められた。⁽⁶⁸⁾ 同様の希望を、ハイネは抱いたとみられる。ハインリヒ・ブルーム(一七九七年ハンブルク生まれ。一八二三年以来ハレ大学教授)は教授として軽口王たち(Stevkings)に後押しされていたので、ハイネは明らかに裏切られたことになる。ついにながら、ブルームは法律顧問にならなかったか、なろうとは望まなかった。それ以前——一八三二年——に、ゲッティンゲンへの招聘に応じ、一八三三年から一八四三年までリユーベックの上級控訴裁判所に勤務して、その後は死ぬまで(一八七四年)ボンの上級控訴裁判所に勤務した。⁽⁶⁹⁾

原注

- (1) Werke, Bd. VIII, S.68 (Kap. 31 am Ende).
- (2) Lebensbild, S.XXXVII.
- (3) Brief an Moser vom 9. Juni 1827. Briefe, Bd. I, S.469.
- (4) Brief an Meckel vom 20. August 1827. Briefe, Bd. I, S.474. 聖靈騎士勲章をめぐるハイネの空想につき、『ハルツ紀行』に挿入された詩歌の第二連(Werke, Bd. VII, S.91f.)をも参照。聖靈の奇跡の一つとして、ハイネは万人の等しい高貴性とどう古い法の更新を提示してゐる。
- (5) Einleitung, zu: Briefe, Bd. I, S.91f.
- (6) Briefe, Bd. I, S.377.
- (7) Brief an Moser vom 14. Dezember 1825. Briefe, Bd. I, S.390. vgl. auch Lebensbild, S.XXXVII.
- (8) Brief an Varnhagen aus London vom 1. Mai 1827. Briefe, Bd. I, S.463.

- (9) Briefe, Bd. I, S.380.
- (10) Briefe an Frau Robert vom 12. Oktober und an Sethe vom 12. November 1825; Briefe, Bd. I, S.384, 387. これに關して、法律實務へのこうした順応には、法古事 (antiquitates iuris) からの離脱もまた含まれる。このことについては、一八二五年十月二十三日付のローマン宛の手紙 (Briefe, Bd. I, S.386) が示している。
- (11) これに關するの暗示は、Brief an Moser vom 14. Januar 1826, in: Briefe I, S.405. Vgl. auch Lebensbild, S.XXVIII. ハイネの妹すらも彼の敵の側に付こうとした。
- (12) Brief an Moser vom 14. Dezember 1825 und später an Christani, in: Briefe, Bd. I, S.290, 397.
- (13) Werke, Bd. VI, S.79.
- (14) Lebensbild, S.XXVIII.
- (15) Werke, Bd. VII, S.92f. (Reisebilder II: Die Nordsee). このことに関し、次の文章がみられる。「自由のために心臓が打つ (schlagen) なら、¹⁾ 寧ろ心臓の鼓動 (Schlag) は騎士の刀札 (Ritterschlag) にも匹敵する」。
- (16) 余談ながら、バレエの外交的な意味づけに關する、才氣あふれる所見について指摘しておきたら (Werke, Bd. VII, S.64)。
- (17) ウォルター・スコットのナポレオン伝 (Napoleon-Roman) について、ハイネは、これが経済的苦境の圧力のもとで着手された (Englische Fragmente, in: Werke, Bd. VIII, S.216f.) と考えた。ハイネは他の点ではスコットの小説をイギリス史の精神の眞の把握を伴うて高く評価した (Werke, Bd. VIII, S.24)。この本は、スコットの名声を容易にロシア進出へとつなげたのかもこれなら (Werke, Bd. VII, S.104)。
- (18) Werke, Bd. VII, S.109f.
- (19) 『旅の陰』第二巻のこの篇は、ついでながらミュルナーの『罪』から題辭を採っている。

エーリンドウルの一族よ、

我らが王位の強固な柱たちよ、

汝らに榮えあれ、よし自然が

終末に急がんとも。

問われるべきは、この題辭が何を意味しているかである。——ナポレオンに対するハイネの変遷する立場については、基

本的にはホルツハウゼンの前掲の著作が教示する。

- (20) Lebensbild, S. XXXII.
- (21) Werke, Bd. VII, Einleitung, S. 11.
- (22) 64頁『旅の絵』第四巻に組み入れられた。 Werke, Bd. VIII, S. 201ff.
- (23) S. 204.
- (24) S. 256f.
- (25) S. 221ff. その際ハイネは、赤い薔薇の情景に魅されているのだが、薔薇はオールド・ベイリー裁判所の裁判官席に飾られていた(S. 223)。果たしてそれは、ハイネが、おそらく彼の案内人たちにしたがって解釈したように、本当に神経を強化するためだけに置かれていたのだろうか。赤い薔薇は、たしかにドイツの地域では、しばしば裁判権との関連で登場する。薔薇は、『ザクセンシュピゲル』のハイデルベルク版絵解写本では、『ザクセンシュピゲル ラント法』第三卷第六九条第二節のこなきがかりで考えられる。(Der Sachsenspiegel, Bilder aus der Heidelberger Handschrift, eingeleitet und erläutert von E. Frhr. v. Künberg, Inselbücherei, Nr. 347, Bild 70). Vgl. Kurt Ranke, Brautstein und Rosengarten, in: Zeitschrift für Deutsche Kunde, Bd. 53, 1939, S. 471f. bes. 477f.
- (26) Werke, Bd. X, S. 99ff.
- (27) 2. Aufl., 1919, S. 6.
- (28) Werke, Bd. X, S. 105.
- (29) Brief vom 9. Juni 1827, in: Briefe, Bd. I, S. 468f.
- (30) Lebensbild, Bd. XXXIV, Kap. 31. (1807-1856年)は、のちにハノーファーの弁護士となり、同盟議会ではハノーファーの大使となった。 Daffs Briefe, Anhang, S. 439.
- (31) Briefe, Bd. I, S. 415 und 422f.; ebda., S. 423. ミナルナーは、彼の雑誌への協力をハイネに要請した。
- (32) Briefe, Bd. I, S. 475ff.
- (33) Brief vom 30. Oktober 1827, in: Briefe, Bd. I, S. 484.
- (34) Brief an Merckel vom 16. November 1826, in: Briefe, Bd. I, S. 452.

- (35) Brief an Merckel vom 1. Januar 1827, in: Briefe, Bd. I, S.458f.
- (36) Brief an Immermann vom 14. Oktober 1826, in: Briefe, Bd. I, S.442. そうした性格描写はハイネの気に入ったので、彼は同日に書きたと思われるメルケル宛の手紙にお互つその言葉どおりに借用した。Briefe, Bd. I, S.444.
- (37) Werke, Bd. VII, S.112. その後も語られるプラーテンとの宿命的な対立の発端を考えるとき、ヒルトの次のような断言(Einleitung zu: Briefe, Bd. I, S.108)にはなにか正しいものが含まれている。すなわち、ハイネの失敗した人生は、インマーマンとの戦友関係のせいらにさがらぬ、¹⁾といふのだ。
- (38) Brief an Varnhagen vom 28. November 1827, in: Briefe, Bd. I, S.486. グリム兄弟の弟に著名な画家ルートヴィヒ・グリムがいるが、彼は当時ハイネの肖像を描じた(Briefe, Bd. I, S.486 以下同)。
- (39) Lebensbild, S.XXXIV.
- (40) Brief an Varnhagen vom 1. April 1838, in: Briefe, Bd. I, S.509.
- (41) Vgl. Lebensbild, S.XXXIVf.
- (42) Brief an Schenk aus Florenz vom 1. Oktober 1828, in: Briefe, Bd. I, S.529. この手紙は、ハイネが親しかったロシア人外交官ヤムチェフが預かったとされるが、そのことは同人への同日付のハイネの手紙から分かる。Briefe, Bd. I, S.529f.
- (43) Brief an Varnhagen vom 1. April 1831, in: Briefe, Bd. I, S.642.
- (44) このことにより、ハイネが一八二八年十一月に(Briefe, Bd. I, S.532ff.) イタリヤからコッタに提示した『新・政治学Ⅱ 文学Ⅱ 倫理学年誌』の企画は、最終的に片が付いた。叔父へのある程度の依存も再び正当化されたようだが、これについては一八二八年十二月十五日付ザロモン・ハイネ宛の詩人の手紙(Briefe, Bd. I, S.525f.) が紹介されるだろう。
- (45) Brief an Moser vom 18. Mai 1829, in: Briefe, Bd. I, S.543. ヴェルカーの著書、および刑法理論論争における折衷的態度に²⁾ 参考 vgl. Landsberg, Bd. III, 2 Text, S.84.
- (46) Brief an Meckel vom 29. Oktober 1829, in: Briefe, Bd. I, S.553f.
- (47) Vgl. Lebensbild, S.XXXVff. und die Einleitung in: Bd. VII, S.12ff.
- (48) 「僕はイタリヤを覗いたけれども、聞き取ることはできませんでした」と、一八二八年八月二十七日付のシェンク宛の手紙に書かす。Briefe, Bd. I, S.523.

- (47) Werke, Bd.VIII, S.47.
 (48) Werke, Bd.VIII, S.131.
 (49) Ebd., S.108.
 (50) Werke, Bd.VIII, S.66 (Reise, Kap. 30)。「ワグネル、ハイネの弟のマルクスは、ロシアで出世したのだが、こうした解説に満足できなかった。Hirth Einleitung in: Briefe, Bd. I, S.98f. ハイネは間もなく、そのように論じたことを後悔した。」
 (51) Einleitung in: Werke, Bd.VII, S.17.
 (52) Briefe, Bd. I, S.555.
 (53) Vgl. Werke, Bd.VII, Einleitung, S.14ff.
 (54) Brief an Varnhagen vom 3. Januar 1830, in: Briefe, Bd. I, S.567.
 (55) Brief an Varnhagen vom 4. Februar 1830, in: Briefe, Bd. I, S.576. これに関して次の意見も述べられている。Brief an Immermann vom 3. Februar 1830 (Briefe, Bd. I, S.574). 「チントロープー もう言わせません。哀れなハイネ、哀れなインペーヤン(S.57)」
 (56) Brief Immermanns an Heine vom 1. Februar 1830, in: Briefe, Bd. I, S.563.
 (57) Briefe, Bd. I, S.626.
 (58) Briefe, Bd. I, S.632.
 (59) Einleitung in: Briefe, Bd. I, S.100.
 (60) Werke, Bd.VIII, S.199.
 (61) Ebd., S.261ff.
 (62) Anmerkung in: Werke, Bd.XV, S.231. が正しく論じているように、その詩集は皇帝マクシミリアン一世の時代に出版されたのだが、その有名な宮廷道化師は実際にメンツ・フォン・ローゼンという名前だった。
 (63) Heines Vorwort, in: Werke, Bd.XI, S.135ff.
 (64) Werke, Bd.XI, S.160.
 (65) Heine-Memoiren, S.294ff.

(68) この問題については、一八三一年一月四日付と六日付のファルンハーゲン宛の二通の手紙が知らせている。Briefe, Bd. I S.636, 638.

(69) フルメの生涯に *vgl.* Landsberg, III-2, Noten, S.127f.

四 亡命時代

法学生時代が学位の取得でもって、またその遍歴時代が職業計画の失敗によって過ぎ去った今、ハイネは法律家である限りで本研究の領域に属するのだから、もう彼とは別れを告げるべきと思えるかもしれない。実際、ハイネの伝記作者たちが見落としてきた、彼の法律家としての経歴に関する資料に責任をもちつつ、詳細な事実をこれ以上論じることが不可能である。しかしながら、後期の法的生活との関係もまた、注意を要するのである。しかも、以下に述べることは、ハイネの法および国家思想の特徴的な行程を明らかにするという課題を引き受けねばならぬ。だがこれを他の詩人法律家についての研究のように別途の節に委ねることは、ハイネの独自性を考慮するとき、あまり適切ではないように思える。というのも、そうした試みでは、各々の完結性が断念されているはずだからである。⁽¹⁾ 他の詩人法律家に関しては学問的な完全性や首尾一貫性から成る法制度を確実には期待できないとしても、深く考える法律家ならば即自的に経験するような発展段階を、ぜひとも進んで認識すべきである。少なくとも確実な基本原理は不変に存在するのであり、これがまさに多面的かつ説得力をもつて展開することになる。これに反して、ハイネの場合はまさにこの不変性が欠けている。彼の見解の不安定性は、にも拘わらず彼の思想に共通する指標を顧慮するとき、とりわけ宗教的ならびに法的な領域において明白に感知できるはずである。ハイネがヘーゲル

の刻印の付いた漠然たる汎神論からサン・シモン主義を経て人格神への信仰を見出したように、宗教的・哲学的・政治的・文学的な言述の、彼自身によつて強調された連関性に即して、法的表象もまた変化せざるをえないだろう。彼の晩年からは、このことにつきその口舌以上には、ほとんど何も聞くことがないのであるが。

しかしながら、——たぶん原則面での不変性の欠如と無関係ではないが——法的ないしは政治的な問題へのハイネの個々の言及もまた、名人芸的な不拘束性をめぐる研究においては、しばしば充分なものなのである。思想系列の洗練や、美しい言葉や、またしても悪ふざけの嘲笑気分が、彼の著作の多くの節を支配している。その結果、我々は名人芸的な仕方で活動する詩人にして思想家の崇拜者たり続けるかもしれないが、しかしながら、彼の仮説の耐久性に対する疑いを抑えることはできない。こうした現象について驚くにはおよばない。ハイネは内的葛藤の犠牲者であつたし、そうあり続けたからである。彼の豊かなロマン主義的かつ憧憬的感情と醒めた目的設定的理性、ロマン主義的な形成的性向と自由主義的な思想的性向、顕著なユダヤ的遺伝形質とドイツ国民としての環境とは、相反する状態にあつた。とくにドイツ国民に対しては、彼は愛憎相半ばする (Hilfjebe) 奇妙な関係に立っていた。これに関連して、さらにハイネの過度に表示された思い上がり⁽²⁾と、彼が表明する友一敵一経験 (Freund-Feind-Freunds) とが、重要なものとなる。正当にも、ヒルトは、たしかにハイネの謝意をその性格の明るい側面として取り上げている。だがヒルトは、ハイネをして古い友好関係の破棄を促すほどの控え目で小さな矛盾がすでに充分にあつた様子や、激しい攻撃が制御不能な嫌悪感情や嫌悪行為を引き起こした様子をも、叙述してみせる。ハイネの性格には、太陽をして正も不正も照らさせ、こうして彼の著作には内在的な正義が少ないことを明示するような、そうした厚情が欠けている。内在的な正義というのは、たとえばゲーテやゴットフリート・ケラーやテオドル・シントルムにおいて説得力をもつて語りかけてくるようなものである。友一敵一経験が政治的なもの一般の核心に

なるような、最も新しい時代の理論に我々はけつして規定され尽くすわけではないので、はたしてハイネが大規模な創造的政治のための能力を有していたのかについて、疑わざるをえない。彼の批判の打撃は、たしかに、しばしば正しく深く決まっているのだが、これに反して、彼の構成的に建設的な思想は、その上に堅固な構造物を築くためには、あまりに浮薄で非拘束的なものである。もちろん、ときとして次のような言明がある。それは、のちの何世紀かの歴史が知っているもので、予言的にも思える言明である。しかしながら、何もかもが、確かに少なからず自由を愛し自由の問題のために献身的であつたウーラントに、なんと対立するのである。ウーラントに対して、ハイネはひどい仕打ちをしたのだ！なるほどハイネはかつて、その理想に感銘を受けた聖なるツヴィングニス(heilige Zwinglis)について述べたことがあるが、それは、彼は言葉の主人でなく言葉の下僕と感じられる、というものであつた。⁽⁴⁾けれどもハイネは、カリシヤー⁽⁵⁾が書き留めたように、その対象を形成する事実を、彼の体系に適合するまで、いつも進んで歪曲する。したがつて、ハイネの思想を正當に評価する最も手取り早い見通しをもつためにこそ、その生涯ならびに運命の行程との関連で、ここでの出来事の様子を考察する必要があるのだ。

1 【サン・シモン主義】

ハイネが一八三一年五月三日にパリに到着したとき、生粋の大都会人である彼は、最高に共感できる世界都市に当然ながらたちまち魅せられた。とりわけパリの最良の社会が、つまり精神的にも芸術的にもきわめて刺激的な社会が、彼の前にはなんの障害もなく開かれていた。⁽⁶⁾上流社会の生活様式に苦勞なく適応したことにより、ある快適さが生じた。この快適さも、ドイツ語という道具を名人芸的に駆使するハイネとはいえ、異国語の環境で行動することにより阻害されたのではあるが。サン・シモン主義⁽⁷⁾はハイネの精神貴族主義的で同時に自由主義的な傾向に合

致したが、常に体系志向的であった彼は、その中に——彼にはそう見えたのだが——閉鎖的な思想世界を見出した。その際、彼はサン・シモン主義の学問的な理念にただただ感動させられ、その政治的な理念に早くも強く影響され、しかもその宗教的な理念に正当にも包み込まれたのであった。⁽⁸⁾「従来の心靈主義的な宗教」につき、一八三三年七月十日付のラウベ宛の手紙の中には、こう記されている。「人間の大部分が惨めな暮らしをし、天上の宗教によって宥められざるをえないかぎりで、有益であり必要でありました。でもその後、工業や経済の進歩によって、人間を物質的な惨めさから抜け出させ地上で幸せにすることが可能になりました。その後というのは——お分かりですね。⁽⁹⁾」本論稿はこのような分断された思想行程を補充するものだが、ハイネは、豊かさに基礎づけられた此岸宗教(Diesseits-Religion)によって、彼岸宗教(Jenseits-Religion)の改良を目指したのである。

一八三二年十二月から一八三三年九月まで、ハイネはコッタ書店の『アウグスブルク一般新聞』のために、市民王ルイ・フィリップのフランスについて、非常に節度をもった政治的な通信記事を書いた。ゲンツからコッタへの警告により引き起こされた中断の直後に、ハイネはそれらの通信記事を『フランス事情』なる標題のもとに本の形で出版した(おそらく一八三二年十二月)⁽¹⁰⁾。ハイネは記事の中では、まったくもって立憲君主制の支持者として登場する。立憲君主制とは「賢い仕組み」であって、そこでは国王は「法律の意味で道徳的な人格」であり、国家権力の理念を、それ自体を執行することなく代表するのだという。これは以下のことを意味する。すなわち、ハイネは、反動的な絶対主義者からと同様に、ジャコバン主義的な共和主義者からも距離をとっており、ドイツのための学説とも考えられる穏健主義(Moderatismus)についても、両者の中庸をことごとく疑うかのようにして、部分的にはあるが嫌っていた、ということである。なによりも一八三二年六月と七月の極端に反動的な連邦議会決議のもとで、そして自身の通信記事に矛盾する、メッテルニヒッゲンツの頑なに絶対主義的な対応に傷つけられて、

ハイネは、一八三三年十月十八日付の序文において、きつい調子で訴えた⁽¹¹⁾。また一八三二年、国外に追放しパリ滞在を亡命と決めつける強制的な根拠が存在しないのに、疑いなくも、そうした根拠で例の序文を携えたハイネの帰国が厳しく妨げられた。いずれにせよ、メッテルニヒ自身は穩健な意見を言葉にしよとはしなかったようだ⁽¹²⁾。このことについては、一八三三年七月十六日付のファルンハーゲン宛の手紙⁽¹³⁾が示すように、ハイネは明快に承知している。「これが(この序文が)、つまり連邦議会決議についての私の不満のきわめて激情的な産物が、たぶんドイツへの帰国を永遠に遮断したのでしょう」。すなわち、ドイツの穩健主義に、ハイネは基本的には固執したのである。『フランス事情』における序文の一度だけの怒りの爆発も、彼が今や一連の共和主義的な扇動家に方向転換したことを、けつして意味するものではない。さらに一八三四年三月四日付の母親宛の手紙には、こう記されている。「言うならば、僕はちんぴらなのに、過度に危険な祖国救済者 (Vaterlandsetzer) と思われているのです⁽¹⁴⁾。ここでは祖国救済者なる表現のもとに、暴力的変革によつてのみ平安を期待したような人々が理解されていた。こうした見解から説明できるのは、とりわけ、同じくパリで暮らしていた急進派のベルネとの決裂である。ベルネとその思想の同調者たちに対して、ハイネは非常に否定的に評価した。彼らはハイネの自由主義的な思想を否定的に評価することによつて、国民の護民官 (Volkstribun) を退官することを彼に強要しようとした、というのだ。

ハイネは、『フランス事情』の中でフランスに関する通信員としてドイツ国民の啓蒙のために登場したとき、個人的に年ごとに重く受け止めてきた課題の相当部分として、フランスにあつてドイツをめぐる深い知識の媒介者になるという義務感を抱くことになった。こうした努力には、最も輝かしく最も有名ではあるが、最も誤りの多い二つの著作が寄与している。すなわち、『ロマン派』(三年かけて二冊形式で一八三三年と一八三六年に公刊された)と、『ドイツにおける宗教と哲学の歴史のために』(一八三四年にフランス語版が、一八三五年にドイツ語版が出版

された)⁽¹⁵⁾である。これらのうち第二の著作は、同時に不定期の叢書の第二巻を成しているのだが、この叢書は「サロン」なる一続きの名称を持っており、すでに一八三三年に公刊されはじめていた。『サロンI』は、才氣溢れる論文「フランスの画家たち」を収録している。⁽¹⁶⁾同書には、多くの政治的主張も文章化されているが、断章「シュナーレレヴォプスキー氏覚書」⁽¹⁷⁾は、一連の「新詩集」⁽¹⁸⁾と同様に、『旅の絵』の文体が維持されている。これらのうちパリの婦人画論は、「様々な婦人たち」の標題のもとにまとめられて、サン・シモン主義の意味での裸体の賛美を不愉快なものとした。⁽¹⁹⁾

若干の言葉を用いて、『ロマン派』および『サロンII』に向かわねばならない。⁽²⁰⁾周知のように、ハイネはここでは「ジヤナリス記者」として語っており、憚ることなく事実を歪曲し、単純化し、粗雑にしている。しかも、自身の政治的見解に呪縛されながらも、しばしば安っぽい対照作業とともに働く合理的な技法によってである。ハイネのお気に入り
の反論は、次のように役割を果たしている。心靈主義はキリスト教的ロマン主義の精神として、感覺主義は新時代の精神として、一貫して支配的な役割を果たしているのである。だが、以下のことは認識されるべきである。すなわち、合理主義者のふりをするハイネ自身は、なおもロマン主義に呪縛されており、結局のところ、彼はドイツの精神的地図を独自の役割のために描いて、時代の中の自身の立場を明確に示すことも、ましてや正当化することもしないのである。こうして数多くの告白に至るのだが、両著作とも、あらゆる主観性にも拘わらず、刺激を与えることになる。ハイネ自身の豊かな人格性は、彼の図式の徹底的な遂行の邪魔になった。

『ロマン派』においては、全体としてドイツのロマン主義の成果を技巧を用いて大いに低めている、ことをハイネは承知している。というのも、彼は第一章のまさに末尾でゲーテの力強い姿を引き寄せつつ、それとともに後続の各章でロマン主義を貶めているからだ。客観的な文学史的考察は、後期ロマン主義の博識な同時代人の場合には

有意義に抜け落ちていたといえるのだが、ここではそれをまったく期待できない。人物と業績の評価においては、ほとんどすべての文章が不当である。個々の思想案内を批判的になぞることは、本論稿の任務ではない。詩人法律家についてのハイネの所見に限定したいのだが、その際、たまたま彼の表現の輝きが際立つこともある。ハイネは、ノヴァーリスとE・T・A・ホフマンの類似性を、両者の文学にはそもそも病的性格が存在する点に見ている。その他にも、ハイネは、奇妙なことにホフマンをまったくロマン主義者に算え入れようとせずに、ノヴァーリスよりはるかに高く評価する。だが他方では、ホフマンの著作は二十巻にわたる恐ろしい不安の叫び声にほかならない、とも述べている。⁽²¹⁾ホフマンについてと同様に、ツアハリアス・ヴェルナーについても、検察官ヒツイヒによる伝記のおかげで、ハイネは具体的な人物像をもっていた。したがって、ヴェルナーの力強い戯曲的な能力についての評価は、概して肯定的なものである。『二月二十四日』のことを、運命悲劇の友でミュルナーの友でもあるハイネは、まさしくドイツの戯曲文学の最も貴重な成果と呼んでいる。もとよりヴェルナーの神秘主義や最終的転向は、もちろんそこに首尾一貫性を見出しではいるものの、ハイネには我慢できないものであった。というのも、ヴェルナーのかつての戯曲の主人公たちは、ハイネには禁欲的な好色漢、つまり聖なる蕩児 (Heilige Raus) に見えたからである。⁽²²⁾

最も偉大な詩人として、またロマン派の最も独創的な巨頭の一人としてハイネが挙げるのは、ノヴァーリスやホフマンやさらにはブレンターノ以上に、アヒム・フォン・アルニムである。アルニムの長編小説の『王冠の護持者』と『伯爵夫人ドロレス』、短編小説の『エジプトのイザベラ』は、高い称賛を獲得している。後期ロマン派については、ハイネは正当に評価しないのだが、もちろんウーラントやアイヒェンドルフの真つ当な文学についても看過することはできないでいる。⁽²⁴⁾

その本質において非ロマン主義的なフランスは、ドイツのロマン主義についてきわめて不明瞭で不適切な観念を有していたのだが、『ロマン派』は、ドイツの最も若い文学的發展という、まったくハイネ的な表象をフランスに媒介するべく定められていた。また著作『ドイツにおける宗教と哲学の歴史のために』は、上品な論文エッセイの形式で、そうしたドイツの發展を理解するための真実の鍵を提供するという課題を設定する。この著作はまたしても強力に、ハイネ自身が次のように輪郭を描いたことを叙述したからである。すなわち、言うならば、改革でもって始まるはず (missen) の組織的な国民は、ここにおいてはじめて哲学に従事することができ (können)、その完成のあとでのみ政治的の革命に移行することが許される (dürfen)、⁽²⁵⁾ というのである。実際、彼は第一巻でさらに遡って論じている。「したがって、次のことを語らなければならないだろう。キリスト教とは何か。いかにしてそれはローマ・カトリックになったのか。⁽²⁶⁾ いかにしてこれからプロテスタントが、そしてプロテスタントからドイツ哲学が生まれ出したのか⁽²⁷⁾と。それはともかく、ルターが第一巻の中心を占めており、またスピノザは、ハイネにとって理神論の最も重要な代表者として第二巻を支配しており、またカントは、ハイネによれば理神論の墓掘人として第三巻の幕を開け、ヘーゲルの汎神論がそれを閉じている。そのようにしてハイネは、個別的には多くの誤記を伴いながら、思想がますます世俗化する過程を叙述する。それ以来しばしば注視されてきたように、そうした過程は、国法的にも政治的にも広範な帰結をもたらした。そのかぎりでは、ここからは客観的に多くのことを学ぶことができる。進歩を信奉するサン・シモン主義および自由主義の立場からは、次のことを理解することもできる。すなわち、巧みな作家の手法を用いて、發展を、同時にキリスト教の禁欲的 (sinnentdlich) な心靈主義から快樂的 (sinnentoh) な感覺主義への發展として解釈することは、ハイネにとって容易なことであった。したがってハイネは、フランスで流布している見解、あたかもドイツ観念論の哲学は宗教的で神を信じるようなものだという見解からは、実際に

断絶していた。フランス革命によって宣伝された人格神の否定は、いずれにせよ、同時代の哲学の一部が帰結するところであった、と表明していたからである。この書物の根本的誤謬 (Kardinalirrtum) は、以下の点にある。ハイネは、一八三〇年代の半ば頃には、キリスト教は世俗の中で役割を演じてきたと確信しており、また十九世紀の強力な宗教的破壊に關して何事も予想していなかったのである。⁽²⁸⁾ こうした力に關してはほとんど言及しないが、ハイネは、のちに病氣と窮乏の中で彼のいう此岸宗教の無根拠さに気づいて、とりわけこの著作の第二版の序文 (一八五二年) が示すように、人格神への信仰に立ち戻った。⁽²⁹⁾

多くの美しい詩歌や多くの墮落した官能的な詩歌を書いた、実際にも女性経験の乏しくない詩人を、一八三四年の秋、彼自身にもほとんど理解できないほどの情熱的な恋情が襲った。それはクレセンティア・ユージェニー・ミラーに対するもので、彼女は靴屋の店員であつた。⁽³⁰⁾ 彼が呼ぶところによれば、マテイルドは、ハイネを大いに魅惑した。その結果、彼は一八三六年から彼女と同棲し、彼女もハイネ夫人 (Madame Heine) と名乗り、のちには結婚までした。ヒルトのまことに適切な評価によれば、⁽³¹⁾ ハイネにとつて祝福された結びつきではなかつた。マテイルドは、偉大なるハイネについて何も予想することがなかつたし、彼女の浪費癖により、詩人の生活におけるかなりの経済的苦境の原因となつた。結婚 (一八四一年) については、ハイネとカトリックの仕来りとの關係としても言及しておこう。厳格なカトリックのマテイルド家は、当然にも、民事上の結婚のあとにはカトリックとしての結婚が続くべきということに固執した。そしてハイネは教会法的にはプロテスタントとみなされたので、新郎新婦は、婚姻締結のためには、異教徒間結婚という障害からの免除を必要とするのだが、これについてはパリ大司教が権限をもつていた。ハイネは、この免除に与るために、書面でもって、子供にはカトリックの洗礼と教育を受けさせるよう義務づけられた。ハイネは『告白』の中で、この問題に詳細に対応した。というのも、彼がカトリックに改宗

するとの噂さえ広まっていたからである。⁽³²⁾

2 【青年ドイツ派】

一八三五年十二月十一日に連邦議会決議 (Bundesratsbeschluss) が発せられたが、それによれば、いわゆる青年ドイツ派 (Junges Deutschland) の著作に対して、許容されるかぎりのあらゆる刑法的小説および政治的手段を用いて処置されるべきとされた。⁽³³⁾ 同時代人たちは、コッタ書店の『モルゲンブラット』 (Morgenblatt) 紙における有力な編集者の追及の中に次のような不快感を読みとった。すなわち、その執行が意味するのは、メンツェルは目論まれた措置について起草したと公然と噂されたけれども、反道德的で反ドイツ的な文学に対して逐条的に規制するべく、彼はファンファールを吹いたにすぎない、というのである。⁽³⁴⁾ 道德的および宗教的な解放に関してここで想定された文学方面の代表者たち——ハイネ、カール・グツコー、ハインリヒ・ラウベ、ルドルフ・ヴィーンバルク、テオドル・ムント——のあいだには、今やある種の心情的共同体や、部分的には密接な友情的絆が——とくにハイネとラウベのあいだに——成立したとはいえ、しかしながら共通の綱領などはけつして存在しなかった。ましてやその名称さえ——法史的にも文学史的にも一度かぎりの現象なのであって——、上述の連邦参事院決議 (Bundesratsbeschluss) によってはじめて付けられたものである。⁽³⁵⁾ ハイネは、一八三六年一月十二日付カンペ宛の手紙の中で、当初はこうした措置の意義を軽視しようとした。⁽³⁶⁾ そう決意もした。というのも、一八三六年一月二十三日付の「連邦会議御中」 (An die hohe Bundesversammlung) なる相当に卑屈な請願書にみられるように、⁽³⁷⁾ 侮辱することのみがねらいなのだ、と彼は信じていたからである。丁重な書式において、彼は法律学的に以下の点に配慮するよう求めた。すなわち、告訴され裁判され判決を受けた際にも、そもそも問責されたり尋問された

りはしていなかったし、弁明の可能性を与えられたこともなかったのだと。こうして彼は、弁護の実現のために自由通行権 (Freies Gehen) を要請したのである。だがこの自由通行権が認められなかったならば、彼はさらに続けて、自著についての禁止処分を取り消しを要求したことであろう。なぜなら、この取り消しは、ドイツの最も有名な文学者たちや哲学者たちが長期にわたって信奉してきた、真に道徳的かつ宗教的な総合(シニエ)から論理的に帰結するはずだから、というのである。直前に公刊された作品である『ドイツにおける宗教と哲学の歴史について』の思想行程も認識することができる。私がドイツ連邦の干渉から距離を置いていたということは、ハイネはこう締め括るのだが、私をして違法行為へと鼓舞することはない。私は「愛する故国の最高の権威」を尊重することを弁えている、というのだ。ハイネは、この疑いなく格別にそつなく書かれた請願書について、次のことを期待した。彼が犬のように扱われることはないだろうから、連邦議会は丁重な調子で気持ちよく対応することになり、まさに感動して、その禁令を破棄することになるだろうことを期待したのである。⁽³⁸⁾しかしながら、ハイネは当時、例外的に平和的に折り合って平穏を望んでいたが、その請願書がなんの成果ももたらさないことを認めざるをえなくなったとき、彼はもはや強力な抗議を抱きながらも山の向こうに留まることはなかった。⁽³⁹⁾視点を書き換えているのは、一八三六年十一月八日付アヴィニョン発のモーザー宛の手紙である。「告訴も審判もなしにいわば私の羽ペンを没収したことは、文学的所有物に関するまったく論争の余地のない所有権の侵害であり、厚顔無恥な強奪なのです」。⁽⁴⁰⁾異なった視点とは、連邦議会は、裁判所ではないので、そもそもそうした仕方での措置について権限がなかった、というものであった。ハイネは、損害賠償の系譜 (Schadensersatzfolge) をともなう法的視点を、メンツェルに向けた作品『密告者について』⁽⁴¹⁾の中で示唆して、彼の法的立脚点をドイツ連邦に対しても公然と保持したが、それをさらに拡充することはしていない。その作品は、——もともと『サロンⅢ』の序文として構想され、検閲の関係のちに独

立して公刊された——そもそもその辛辣さのすべてを、疑いもなく軽蔑に値するメンツェルに向けているのだが。ハイネの法的立脚点は、何人かの重要な(だが有名ではない)法律家たちの回答に依拠しているのだが、その詳細な記述は、一八三六年四月二十六日付の声明に含まれている。これは『アウグスブルク一般新聞』に掲載予定であったが、そこで公表されることはなかった。刊行が検閲により拒まれたからである。実際には、新しい法律学的視点は、この声明によっても提供されているわけではないのだが。

一八三五年十二月十四日の連邦議会決議は、連邦内各領邦によって公表されたとはいえ、一般的にはいい加減に実行されたにすぎなかった。ところが、詩人にとってそれ以上の障害となったのは、プロイセン大臣フォン・ロヒョウによる、一八三五年十一月十四日付で同様の動機から提示された、しかも一層厳しい布告のほうであった。⁽⁴³⁾ いうのも、プロイセンは問題一般をドイツ連邦より以前に提起していたからである。他方でプロイセンは、間もなく再び軟化して、ハイネの作品を流布させることの禁止を破棄していた。ただし、詩人がベルリンの上級検閲委員会に原稿を送付することについて同意したならば、のことである。しかしながら、彼は作家としての名誉を顧慮して、そのことを拒絶した。⁽⁴⁴⁾ ハイネは当時、実際には深刻な経済的苦境に陥っていた。⁽⁴⁵⁾ 二〇、〇〇〇フランケンが、出版人カンペとの契約から得た総額であるが、ここではハイネはカンペに対して十一年分の全著作の権利を譲渡することになっていたもので、その金額はただちに債務および保証金の担保のために使われねばならなかった。当時は以下のようなこともあった。彼は当初、ベルジオジョソ・ミニエ侯爵夫人の仲介で、フランス政府の機密基金から四、八〇〇フランケンの年金を受け取っていたのだが、これは一八四二年の二月革命まで支払われており、のちに(一八五四年)政治的敵対者が非難する理由となった。ハイネは、市民王に対する一定の立場に関して、安易に買取によって同意させられた、というのである。しかしながら、ハイネがこうした年金の受け取りによっても、そう

した方面でなんらの義務も引き受けなかったということは確実だ。それは、フランス政府がパリに住む他のドイツ人たちにも施した、ある種の喜捨にほかならなかった。⁽⁴⁶⁾ さらに、ハイネのきわめて穩健な政治的思想が、いずれにせよ中道 (juste milieu) の路線にあったことも知られている。とりわけ顧慮されるべきことに、ハイネにとつて人間関係の助けを借りてフランスに帰化することは容易であつたらうが、彼はけつしてこれに踏み出すことをしなかつたのである。⁽⁴⁷⁾

さらなる収入源を開拓するために、パリで書かれ、ドイツ語で書かれて、そしてドイツのために発行される大きな新聞の計画が着手された。けれども、このことについてハイネが文通したファルンハーゲンも、この新聞のためにプロイセンへの入り口を開くことはできなかったので、この企画は失敗せざるをえなかつた。⁽⁴⁸⁾

この時代、文学グループとの衝突もあつた。すなわち、グツコーをはじめ、青年ドイツ派のその他の何人かの代表者たちとの衝突、ならびにシュヴァーベン詩学派 (Schwäbische Dichterschule) との衝突である。⁽⁴⁹⁾ たとえば、ハイネは『ロマン派』の中で、シュヴァーベン詩学派の頭目であるウーラントについて論じていたが、これはウーラントの友人たる、ユステイヌス・ケルナー、カール・マイヤー (詩人法律家)、グスタフ・シュヴァープ、グスタフ・プフィツァーには、当然ながら気に入らないものであつたらう。ハイネの詩「タンホイザー」には、見下したような詩節が読み取れる。

シュヴァーベンでは詩学派が見られる、

まったく可愛い小人や滴たちだ。

ちつちやな鳩時計の上に奴らは座り、

ずり落ち帽子をおつむに載せている。⁽⁵⁰⁾

ウーラントはすでに有望なゲルマン研究に没頭していたので沈黙していたが、シュヴァープとプフィツァーは攻撃に踏み込んだ。ハイネもまた、対応に躊躇することがなかった。「シュヴァーベンシユビーゲル」(一八三九年執筆)⁽⁵¹⁾——この論文は中世の偉大な法書とは標題以外なんの関係もない——において、ハイネはウーラントの信奉者につき陰険・無礼に見下しつつ断罪している。

前述の対立よりもはるかに意義深いのは、詩人法律家ルートヴィヒ・ベルネとの長期にわたる根本的な論争である。ベルネは広い意味で運命を共有しており、一八三七年の彼の死後、ハイネは『ルートヴィヒ・ベルネ』を贈った。これは一八四〇年に出版されたが、ついでにいえば、同時にグツコーとの決裂を回復不能のものにした。⁽⁵²⁾素描を積み上げては捏ね上げた全五巻の回顧録の中で、ハイネは一八一五年と一八一七年のベルネとの最初期の出会い、ハイネ自身における七月革命の印象、パリ滞在の最初の数年間におけるベルネとの関係、そして明白な決裂を叙述して、さらに彼の政治的立場を開陳している。すでにこの内容目次からも明らかだが、ハイネは今度もまた——そしてそこにこの回顧録の意義があるのだが——、彼にとつての人格と問題とをきっちり対照させようとしている。

あるいは、彼のかつての言のように、「人格を集約」させようとしている。⁽⁵³⁾——彼は快樂的な「ギリシア人」(Hellen)に禁欲的な「ナザレ人」(Nazarener)を対比させ、また穏健派に断固たる教条主義的な共和派を対比する。ハイネは、ベルネの友でもなく、ベルネの敵でもなかったことを表明したが、ベルネの使命が政治であるとほとんど考えていなかった。「ベルネは昔いくらか医学を学んだことがあるが、この学問については人を殺すために必要な程度しか知らなかった。彼がのちに没頭した政治においても、実のところ彼の知識はそれよりさして大きいわけでは

なかつたのである⁽⁵⁴⁾。ハイネの芸術家的な本能は、ほぼ一八四〇年以降に現実的に有力な時代の政治的力量を——一定の教条主義からは免れていないにせよ——、理屈っぽい共和主義に偏ったベルネ⁽⁵⁵⁾に比べても良く認識できるようになった。それでハイネは、亡命者の辛い祖国愛にみられる「彼らの甘美な不安と渴望する悲哀のすべてとともに」⁽⁵⁶⁾、ベルネと見解を一つにしたのであった。全体的にみれば、回顧録は、ハイネが敵対者たちに対しあまりにも安易に羽ペンから滲ませた辛辣さによつて、一般的な不快感を蔓延させた。またベルネの女友達ジャンネット・ヴォールについての下品な発言は、彼女の夫ザロモン・シュトラウスをして、パリに行つて公道でハイネを張り倒したことを、新聞をつうじて広めさせる結果を招来した。ハイネは対決問題における敏感さをけつして捨てることがなかつたので、シュトラウス氏にピストルによる結着を申し入れた。決闘は一八四一年九月七日にサン・ジェルマン (St Germain) で行われたのだが、その際、ハイネは腰に軽傷を負つた⁽⁵⁷⁾。マティルドの将来を保障するために、彼はその前日に結婚式を挙げていた。この経緯の法的背景については、すでに言及した。

ベルネ本 (Barne-Buch) の出版が引き起こした大騒ぎについては、ハイネによる一八四〇年中のその他の文学的寄与が、ほとんど聞き漏らされてきたかもしれない。「サロン」の第四巻と最終巻、それに長編小説断章の『パッハラハのラビ』⁽⁵⁸⁾や書簡集『フランスの舞台』⁽⁵⁹⁾、および若干の詩歌である。

ハイネが一八四〇年頃に業績の絶頂にあつたといふことは、一八四〇年から一八四三年にかけて『アウグスブルク一般新聞』のために書いた通信記事も最終的には証明していない。これらの通信は、ようやく一八五四年に公刊された著作『ルテツィア 政治・芸術・庶民生活についての通信』において、様式上の完成と、加えて多くの補遺とを見出すことになる⁽⁶⁰⁾。『ルテツィア』を『フランス事情』(一八三二—一八三三年)と比較すると、庶民の生活の叙述において、いかにして新参者が芸術家になつたかを知ることができる。すなわち、新参者にとっては、細々

した事象やバリですらもフランス全体のための眼差しを遮ることになったのだが、芸術家ならば、その様式手法の一貫した力量でもって素材を満たしつつ完全に我が物とし、強力な社会的発酵の経験を説得的な描写へと構成することが出来る。副題が示すように、政治が前面に出されて、それが実際に充分な関心を占めている。たとえハイネが、中道なる総路線と折り合うために、一般的には内的困難を抱えていなかったとしても、彼は思慮深い読者に対して以下のことを隠さなかった。すなわち、公式の議会主義的国制は見せかけ (Fassade) にすぎなかったこと、現実には富裕層による貴族政治が支配していたことをである。この貴族政治には、ハイネ自身が不安を感じた革命的な対抗勢力として、広範な民衆層による共産主義が対抗したのだが、共産主義に対してはハイネは風変わりな付録「共産主義、哲学、聖職者」を献げた⁽⁶¹⁾。政治的舞台を支配する人物たちとして、市民王ルイ・フィリップ、調停者ナポレオン、ならびに高名な歴史家にして「政治のゲート」たる偉大な歴史家で政治家のティエール、そしてフランスの副校長たるギゾー、が具象的に登場する。ギゾーの外見上の政治的無為に関しては、知識と行為の関係につき、みごとな文章が書かれている。「知れば知るほど、深く包括的に洞察すればするほどに、行為することはますます難しくなる。たしかにすぐさますべての動きから退くときには、その一步一步のすべての結果を予測することは出来るだろうが……。最も広い知識は、最も狭い実証性を強いるのである」⁽⁶²⁾。総じて、ここには獲得するための多くの政治的な知恵、つまり洞察がみられる。自由を求める内政のみが真に成功する外政の前提であり、神は民を見捨てない、という洞察である。加えて、民が倦怠や怠惰から眠り込んでも、神は民に覚醒者を遣わして、平穩裡に彼の使命に向けて成長させる、等々という洞察なのである⁽⁶⁴⁾。さらに『ルテツィア』は政治について述べているのみならず、専門知識を用いて全フランスの民衆の文化生活についても述べている。ハイネは南フランスおよびノルマンディーやブルターニュに滞在したあとでは、『フランス事情』にみられるように、もはやバリという中心

部において一緒に全フランスを眺めることはなくなつた。民族性、庶民生活、文学、造形芸術、とりわけ絵画、そしてさらには音楽にも、みごとに頁数を費やしている。⁽⁶⁵⁾ 法律的な細目は、監獄改革と刑法編纂に関して前述した一八四三年の記事や、⁽⁶⁶⁾ とりわけ文学的財産に関する代理人法廷 (Deputiertenkammer) での審議を対象とした一八四一年三月三十一日付の通信⁽⁶⁷⁾が提示している。「だがいずれにせよ、所有権を基礎とする今日の社会が、亡霊たちに対してもそうした占有特権 (Besitz-Privilegium) を許容しうる、ということは時代の注目すべき特徴である。……思想は財産たりうるだろうか?⁽⁶⁸⁾ 光は炎の財産であつて、蠟燭の灯心の財産ではないのか? この問題についての個々の判断は留保する。私はただ、燃えながら尽きていく哀れな灯心に、君たちがささやかな報酬を恵んでやろうとすることを嬉しく思うばかりだ。灯心による偉大なる、公共的な照明奉仕のために!」。

3 【ドイツ語の達人】

フランスの文化と政治の問題をめぐる熱心な尽力を顧慮するとき、真つ先に想起されるのは次の疑問である。ハイネはドイツに対してはいかなる立場にあつたのか? すでに触れた事実だが、再度思い出してみたい。ハイネは、フランスの国家的絆の内に自身を組み込ませることからは、意識的に距離を置いた。たとえそこで公職を得て、その経済的恩恵で余生に備えることができたとしてもである。ドイツ語の達人 (der Meister deutscher Sprache) たるハイネは、ほとんど外国語だけを聞いたり話したりしなければならぬ現実のもとで苦しんでいた。幾多の失望にも拘わらず、彼がドイツなる祖国に対して深く内的な愛を心に抱いていたことは、まったく疑いを容れない。⁽⁶⁹⁾ 一八四三年頃には、「夜想」が書かれることになる。

夜にドイツのことを想う、
すると眠気が吹き飛んだ、
もう目を閉じることはできない、
熱い涙が溢れ出る。

ドイツは永遠不滅だ、
それは頑健な土地だ。
檜の樹と菩提樹があれば、
いつでもドイツを見出すだろう。

ドイツをかくも渴望するのは、
そこには母がいるからだ。
父なる国は壊れずとも、
老いた婦人は死んでしまうからだ。⁽⁷⁰⁾

実際、ハイネは一八四三年の十一月に故国への旅を決意した。――『ドイツ 冬物語』、ハイネ自身が名付けたところによれば「韻文化された旅の絵」が、その成果であった――。さらに一八四四年の秋には、彼はマティルドと一緒にハンブルクを訪れた。

私が泣きたくなつたのは、かつて

苦い涙を流した場所だ——

私は信じる、祖国愛と呼ばれるのは

こうした愚かしい憧憬のことなのだ⁽⁷¹⁾と。

これこそが叙事詩を貫く辛い愛情の表現であるのだが、にも拘わらず、それはさらには復古政治に対する、つまりフリードリヒ・ヴィルヘルム四世の下でのプロイセンの政治的ロマン主義に対する、苦い諷刺ともなつたので、⁽⁷²⁾ハイネは、ケルンのドーム建築のように、⁽⁷³⁾この国王によつて促進された事業か、それともサヴィニーのように、⁽⁷⁴⁾国王の協力者とみなされる人物たちに手をつけるべく義務づけられたと思ひ知ることになる。赤髭皇帝(Kaiser Rotbart)との遭遇という、おそらくは好感と対立のあいだを揺れ動く経験が、最も感銘的に叙述されている。⁽⁷⁵⁾古い子守歌の最終節は、こうだつた。

太陽よ、汝、訴える炎よ

その回想から聖なる死刑裁判^{フヘーイメ}の追憶が呼び起こされ、赤髭皇帝(Barbarossa)が目覚まし、処女ゲルマニアの殺害者たちにつき峻厳な裁判を維持すべく決意した様子が叙述される。だが赤髭皇帝^{ロートバルト}は詩人からすれば充分に活動的ではなく、言葉のやり取りの中で鋭く対立することになる。すでに再び旅の続きに入つて、詩人は皇帝に対し、想像の中ではあるが、良くドイツ的に考えられたとはいへ無礼な言葉を詫びたうえで、真の中世を復旧させるこ

とに成功するよう願う。つまり神聖ローマ帝国のことであるけれども、そのためには皇帝カール五世の重罪刑事裁判令さえ持ち出すのである、——時代錯誤ではあるが、ハイネを赦そう！——。というのも、例の「ゴシツク的な妄想と近代的な欺瞞とから成る」半陰陽的な混合が、彼の前にフリードリヒ・ヴィルヘルム四世のプロイセンが登場することによって、無傷のままに残ったともいえるからである。

名物のラム酒茶 (Teepunsch) を飲みながら、詩人はハンブルクの女神ハルモニアに、出版の自由の状態について慰めの言葉を語らせている。

思想の自由を民衆は享受したが、

それは大衆のためのものだった、

制約はごく少数の者たちに限られた

出版人の中でも少数の者たち⁽⁷⁶⁾に。

ハイネは、善意からなされた助言が、いかに単なる言葉に留まっているかを痛感した。たしかに、彼の後ろには、外套の下に首切り斧を隠した亡霊のような死刑執行人の姿で、「思想の実行」が付いてくる⁽⁷⁷⁾。だが、こうした不気味な出来事⁽⁷⁸⁾の唯一の執行は、ケルンの聖堂における三聖王の骨に対しておこなわれる。「迷信の骸骨」に対しておこなわれたのだが、これはとうてい偉大な実行とは呼ばれない。

さらに愛らしいのは、逃走、帰郷、革命計画、「傾向熊」の死の物語、『アッタ・トロル』である。これは一八四一年にピレネー旅行の印象のもとに生まれたもので、そこでは詩歌^{ポエジー}が諷刺に勝っている⁽⁷⁹⁾。アッタ・トロルは、

過激な共和主義者の典型であるが、たとえば、すでに詩人がバイエルン国王ルートヴィヒ一世のヴァルハラ(Walhalla)のために提案していた墓碑銘は、次のように証言している。

アッタ・トロルは傾向熊で、道徳的、

宗教的だが、妻に対しては肉欲盛ん。

時代精神の誘惑により、

山出しのサンキュロットなり。

アッタ・トロルは、動物界の代表者として人間の権利の敵対者なのであるが、とりわけ財産制度に反対している。⁽⁸⁰⁾

私有財産！ 占有の権利！

ああ盗む権利！ ああ偽る権利！

悪知恵と無意味のそんな混ぜ物は

人間だけがでっち上げたのだ。⁽⁸¹⁾

とはいえ、彼は人間の手によって死ぬべく定められている。

お前の調書は、

人間性への叛逆者として

陛下！ただ今まとまりました。

明日お前は搜索される。⁽⁸²⁾

詩人自身が、土地に詳しいラスカーロと一緒に熊狩りに出かける。ラスカーロは魔女ウラーカの息子であるが、ウラーカは彼女の魔術のせいで度々治安判事に召還されるのに、いつもなんとか切り抜けている。というのも、この判事はヴォルテール主義者として、理性的に理解できないすべてのことを認めないからである。⁽⁸³⁾ こうしてハイネは、ピレネー地方住民の民俗や迷信に言及する。⁽⁸⁴⁾ 他方で彼は、『冬物語』にみられるように、シュヴァーベン派への同様の攻撃を諦めることができない。⁽⁸⁵⁾

『アッタ・トロル』全篇の公刊(一八四六年)——一八四一年には断片のみが発表された——の直前に書かれたある手紙の中で、ハイネはファルンハーゲンに次の言葉でもって助言を求めている。「貴方は同時に、私が古い時代を埋葬するのを手伝い、新たな助産に立ち会ったのです」。⁽⁸⁶⁾ 彼の政治的功績のそうした程よい見解と並んで、またもや時としてもっと鋭い論調が現れる。たとえば、詩歌「一六四九年——一七九三年……?」においてであるが、これは、イギリスの名誉革命とフランス革命を回顧しつつ、ドイツ革命を展望するものであるが、ドイツ国民における君主制的感情を諷刺的に際立たせているにすぎない。断頭台^{ギロチン}に向かう途上においても、ドイツの権力者たちは彼らの儀礼的な名誉を拒まれることはあるまいと、ハイネは考えるのである。⁽⁸⁷⁾

4 【褥の墓石】

ハイネは一八四八年のドイツ革命に関しては遠方で聞き知ったにすぎないし、フランスで先行した二月革命にしても、最初の勃発そのものが、ナポレオン三世の帝国をフランスの名誉の回復として歓迎するなどというハイネの冷淡さからは、どうても無縁なものであった。彼における政治的な日々の出来事からの増大する距離は、一八四八年以降のまったく顕著な健康面の衰弱に関係していた。すなわち、病んだ脊髄に起因する、常に身体の節々を襲う麻痺に関係していたのだが、これは一八四八年の五月末からその死(一八五六年)にいたるまで、彼を褥しとこの墓穴(Matrazengruft)に縛り付けるものであった。こうした苦しい病床生活において、力強くきわめて重要な内的回心がおこなわれ、たとえば、総じて死を直視することがこの尊敬すべき人物にとつて本質的なものになった。⁽⁸⁸⁾ 人格神の信仰への回帰が、内気な無神論と認識されていた汎神論からの離反のもとでおこなわれたのである。⁽⁸⁹⁾ こうしてこの詩人にも、実りの多い時間が恵まれた。⁽⁹¹⁾ すでに同様に苦境にあつた一八四六年と一八四七年に『女神ディアナ』と『ファウスト』という二篇の舞踊詩を出版したあと、ハイネは、一八五一年にきわめて純音楽的な抒情詩作品『ロマンツェロー』を、また一八五四年にはすでに企画されていた回想録の前身である『告白』を公表することができた。この回想録はおそらく彼の最も重要な著作となりえたのだが、⁽⁹²⁾ 大部分が家族と狭量なハンブルクの親族とへの配慮によつて廃棄されてしまった。

一八四一年の『ロマンツェロー』においては、すでに一八四四年の『新詩集』において成功裡に採用されていた史伝イストリアが、さらに進化している。ハイネにより物語(Historien)と表明されたこの史伝には、悲歌とヘブライ詞とが多くの法的に重要な詩列を伴つて続く。詩作「スペインのアトレウス家」⁽⁹⁴⁾では、詩人はカステリア国王ペドロ

一世の残虐行為に関する神判について詠っている。ペドロ一世は、兄のドン・フレドリゴ (Don Fredrigo) を——ハイネはフレドレゴ (Fredrego) と表記している——、その人望に嫉妬して、法と正義に反して処刑させたのであった。ドン・フレドリゴの忠犬アランは死者の首の髪を銜えているのだが、殺された者の席を宮廷の銘板に留めることによって、その首をして万人を戦慄させている。神判は、ドン・ペドロをしてその悪行のゆえに償わせるものであったが、それはナルヴァスの戦いにおいて兄エンリケ一世によって勝利と生還とを失った国王自身に対して加えられただけでなく、格子付きの壁穴の中に閉じ込めることで、ドン・ペドロの息子たちに対しても加えられたのであった。

スペインは、『バツハラハのラビ』にも通じる盛んなユダヤ的精神文化の圏域にあるけれども、そのあとに広範な詩的断片「イエフダ・ベン・ハレヴィー」が続く。⁽⁹⁵⁾ 歴史上のイエフダ・ハ・レヴィー(一〇八四年頃にトレドで生まれ、一一四〇年以降にエルサレム巡礼の途上で死す)は、トレドの医師で、ユダヤ中世の最も重要な詩人であるが、ハイネが詩人の運命を叙述するに際しての引き立て役となった。イエフダの口を借りて、ハイネが誇らしげに告白するのが聞こえる。

……芸術においても

人生において同様に、民衆は

我々を殺せても、裁くことはできぬ。⁽⁹⁶⁾

いかにイエフダの愛が聖なる都エルサレムに向けられたかを描写するために、この「胸底の恋人」を、出身地

スペインの恋愛法廷 (Minnehöfe) の恋人たちから區別する。

接吻の権利の審議員でもなく

彼女は、教義学者でもないので、

警句仲間のうちでも

恋愛法廷においても、弁ずることなどはしない。⁽⁹⁷⁾

断片の最後で、ハイネは、コルドバのナラ出身のユダヤ詩人ガビロールが、あるムーア人の嫉妬によって殴り殺され庭に埋められた様子や、だが墓から無花果イチヂクの木が生え出て、そのみごとな果実によって悪行が暴露されることになった様子に言及している。⁽⁹⁸⁾

詩作「宗論」⁽⁹⁹⁾を創るきっかけを、ハイネは、アラゴンの国王ヤーコブの面前でおこなわれたユダヤ教のラビとドミニコ会の修道士との宗教論争をめぐる、ベナージュの『ユダヤ教徒の物語』所収の覚書に負っている。詩人は舞台をトレドにあるカステイリア国王ペドロ一世の宮廷に移しており、詩作を冷淡な所見で終えている割には、非常に自由に振る舞っている。その所見は、ハイネがそつなくもブランカ王妃に口頭で献じたものである。スペインではまったく珍しくもないこうした宗教論争についての歴史学的研究は、一面では以下のことを示してくれる。ユダヤ人には、キリスト教の基本的真理への(キリスト教的立場からすれば流神的な)攻撃を伴う論争を遂行することが許されていた、ということである。ただしそれは、——悲劇的な状況なのであり、そこではユダヤ人たちは、おそらくは彼らが知りえた最善のことを、語ることまでではできなかったのである。他面では、論争相手の自制は、直

接的にはけつして宗教的改宗への義務づけを意味するものではなかった。そしてたとえユダヤ側の論争者が勝利したとしても、そのことはこうした論争の意図からすれば排除されていたのだが、そうだとしても、もちろんキリスト教側の論争者のモーゼ的信仰への改宗はけつして認められはしなかっただろう。

ここでは主にキリスト教的な民俗の立場から興味深い途上に、ハイネは著作『四大の精霊』および『流謫の神々』をもつて登場する。これらは、ドイツ語版の出版年には隔たりがあるにも拘わらず、——『四大の精霊』は『サロシ』(一八三七年)の一部をなし、『流謫の神々』は一八五四年に公刊された——内容的には対になっているので、ここで簡単に論評すべきであろう。⁽¹⁰⁾

ハイネは『四大の精霊』の冒頭で、ゲルマンの古事学をめぐるグリム兄弟の「貴重な功績」をきちんと称賛し、次のように表明している。すなわち、唯一ヤーコプ・グリムのみが、言語学のために、リシユリユー以来のフランクス・アカデミーの総体以上のことを成し遂げたのだと。⁽¹⁰⁾ グリムの『伝説集』は、ハイネの主たる資料の一つであった。民俗的信仰の事象に対する真のロマン主義者の、畏敬の念を込めている純真な態度は、しかしながらハイネの問題ではない。たとえばキリスト教的中世における古代の神々の運命に関して、ゲルマン的な民衆伝説という低俗な神話に向けた叙述は、なにごとかを大都会風に考慮しているようにみえる。それは時として悲劇的なパロディにいたるまで、追放されたギリシアの神々へと到達しうるものである。⁽¹⁰⁾ ハイネは、明らかに体系家にもなる。彼は入念にも、地の精霊(Wichtel)と風の精霊(Ehien)と水の精霊(Nixe)とを区別し、⁽¹⁰⁾ 悪魔(Teufel)が現れると、これを火の精霊の登場とみなす。——過度の体系要求から生まれた失敗である。これに反して、悪徳商人や無慈悲な役人等、妖怪のように徘徊する火に包まれた人間どもが、けつして四大の精霊に算え入れられないことには、ハイネは正當にも気づいている。⁽¹⁰⁾ カロリング時代の国家や教会の法源が、石や木や川の近くで犠牲を献げること、と

りわけ清められた蠟燭を燃やす行為を禁じていることを、ハイネは、地と木と水の精霊の文化に対するキリスト教的対策と解釈する。⁽¹⁰⁷⁾ 白鳥の乙女の主題を、勇士ゲルマンと夜鴉(よからす)(Nachttrabe) についての古デンマークの歌曲に挿入させる。⁽¹⁰⁸⁾ このことはとくに、確固たるゲルマン的な誓約を告げるものである。国王夫妻の出陣に際して、時化を招いた夜鴉は、救助の報酬として金銀ではなく、なんと王妃の腹帯の下にあるものを要求する。やがて五か月のうちに王妃が息子を産み、彼が——ゲルマン、喜びの勇士、と名づけられた——成人になったとき、報酬を要求するために、夜鴉が現れる。王妃は息子の存在を否認する。のちにゲルマンは、王女アーデルツと結婚するために羽の衣をまといてイングラントに飛ぶのだが、すでに行く途中で夜鴉に襲われ、重い傷を負わされる。またアーデルツの愛も、彼を回復させることができない。彼は、強いられたとはいえ、母の誓いに従おうとする。

お聞き、誇り高き乙女アーデルツよ、

僕の母を呪わないでくれ、

彼女は、思いどおりにできなかつたのだ、

誰でも運命には負かされるものだ。

アーデルツは、同様に羽の衣をまとい、ゲルマンを追いかけけるのだが、彼が夜鴉の犠牲となつたことを知る。彼女は、死んだ恋人のために怪鳥に復讐する。

あとの箇所で、アフロディテの大理石像なる主題についてのハイネの言及に耳を傾けたい。それが生命を獲得するのは、彼が以下のように述べるときである。すなわち、詩人法律家のアイヒェンドルフ(小説『大理石像』)とヴィ

リバルト・アレクシス⁽¹⁰⁸⁾は、素材を詩人的に造形したと。またガウデイの『ヴィーナス婦人』を、彼は挙げる事ができた。

5 【詩人法律家たちとの交流】

これに関して、晩年の十年間におけるハイネと詩人法律家たちとの交流についての疑問が再度浮かび上がる。しかし、ハイネが眼前の詩人なり法律家なりを個別的に意識していたことは、まったく論じられていない。すでに記したゲーテに対する立場や、ベルネおよびシュヴァーベン詩学派との論争や、『ロマン派』での考察が関連する所見に即して提示したことがらについて、再度想起してみたい。

一八三七年にデトモルトの協力のもとに企画された、『一七五〇年以降のドイツ文学作品集^{アンソロジー}』は、シラー以後の劇作家から抜粹されるはずであった。ヴェルナー、クライスト、グリルバルツァー、インマーマン、エーレンシュレーガー、ミュルナー、グラツベ、そしてハイネである。⁽¹⁰⁹⁾ 奇妙なことに、劇作家としてもまさに成果を挙げたアヒム・フォン・アルニムが欠けている。アルニムについては、ハイネは特別に多くを論じていたのだが。⁽¹¹⁰⁾

ハイネは、詩人を真面目に悼むことは滅多になかった。たとえば「戦友」のインマーマンであるが、彼はまったく突然にも、一八四〇年にあまりに早くその豊かな生涯と作品を閉じた。「僕たちドイツ人は、いかにして偉大な詩人を失ってしまったのでしょうか。彼のことを正しく知ることもできないうちに。……単に偉大な詩人であっただけでなく、彼は実直で誠実でした」。一八四〇年八月末のラウベ宛ての手紙には、そう記されている。

ここで偉大な社会改革家との理解に満ちた交流の記録として、当時はパリに住んでいたカール・マルクス(一八一八〜一八三三年)に宛てられた、ハンブルク発のハイネの手紙にも言及したい。⁽¹¹¹⁾ ハイネはマルクスに魅惑

されたにちがいない。マルクスの外的および内的な経歴(ユダヤ人の出自、キリスト教への改宗、ベルリンとボンでの法学および哲学の学習、ジャーナリストとしての活動、ヘーゲル主義、フランスの社会改革者たちについての研究)は、ハイネ自身の生き方と非常に多くの類似点を提示するからである。

6 【実際の法的生活】

ハイネにおける生活の多様な困窮は、実際の法的生活との頻繁でほとんど常に不愉快な関わりの原因となった。以下の観察については、ハイネが一八三五年にカンペに宛てて書いたことが共通していることだろう。「歌ったり歌い止めたりする前に、詩人も生活しなければなりません!」⁽¹³⁾

(1) ハイネの手紙においては、出版人カンペとの交流が重要な役割を果たしている。カンペがハイネの作品によつて得た商業上の成功を考慮するならば、カンペを単なる金儲けの商売仲間とみるだけでなく、外国で生活するハイネの受託者ともみることができよう。だがカンペは、詩人をめぐる多くの功績において、ハイネが叙事詩『ドイツ』の中で名づけたような、全出版人の花⁽¹⁴⁾などではなかった。彼は困窮時にも著名な詩人に充分には支払わなかったし、詩人に対して厳しい条件を強いた。しかもハイネが書いたベルネ本の事件では、カンペはいったん(客観的にみて義論の余地のある)著作の出版を引き受けた以上は、背信的な仕方⁽¹⁵⁾でハイネと論敵グツコーのあいだを、ふらふら揺れ動くべきではなかっただろう。ハイネは正当にも、次のことを期待していたはずだからである。すなわち、カンペがハイネを擁護して、グツコーには攻撃のための材料や機会を渡さないことを⁽¹⁶⁾を。そのような奇妙な緊張関係を別としても、カンペの態度が一般的にみてハイネの評判やその作品の価値にあまり相応しくなかったということは、包括的な出版契約に示されている。この契約は、ハイネの二度目のドイツ旅行に際し、一八四四年十二月

五日付でハイネとカンベによって署名されたのだが、すでに知られている一八三七年の古い契約に代わるものであった。⁽¹⁵⁾一八四四年の契約における最も重要な点は、すでに公表した著作の全集版について、カンベおよびその権利継承者に帰属する権利、つまり以後の著作に関するカンベの先買権と、年額一、二〇〇マルク・バンコーの謝礼に関するものであった。この謝礼は、カンベが一八四八年からハイネに支払い、ハイネの死後は未亡人に対して、彼女が死亡するまで支払うとされた。

ハイネが当時の出版権によって積み重ねてきた経験があまり好ましいものではなかったので、彼は関心をもって著作権の緩慢な生成に注目した。したがって彼のように着想豊かな者にとっては、思想における知的財産の理論は気に入らないものであった。周知のように、すでに当時、著作権と物権との素朴な対等化は、知識層には不十分なものにみえており、のちにドイツで取り組まれた著作権論の理論的構築が必要になったのである。

四十年代の有名な著作権事例に結び付くのは、ハイネの詩作「教区顧問官プロメテウス」である。⁽¹⁶⁾ハイデルベルク大学の神学者パウルス教授は、シェリングによる啓示哲学についてのベルリン大学講義を秘かに筆記させ、一八四三年に論争的な講評を付して出版した。シェリングは、不法な複製のゆえに提訴していたのだが、棄却されたので、抗議のために講師の職務を放棄した。パウルス教授とプロメテウスとの比較は、ハイネに対して両者の側に向けた強力な打撃のきっかけを与えることになった。プロメテウスは神々の光を盗んだが、パウルスは「光の反対物」を、つまりシェリングのノートの間を盗んだにすぎない、というのだ。奇妙なのは、著作者—人格権に対するハイネの特徴的な感覚である。「回想録」の冒頭には、「許されない反道徳的な行為」と書かれている。——言語表現を考慮するならば、ハイネがその許されないことを法的領域に関連させると、受け止めることができる。——「著作者が大衆のために記したわけではないものを、そこから一行たりとも公表することは、許されない反道

徳的な行為なのです。このことはとくに、私人に宛てた手紙に当てはまります。これを印刷させたり出版した者は、軽蔑に値する背信の罪を犯すことになるのです⁽¹⁷⁾。法学の教育を受けた読者なら気づくだろうが、ハイネはここで二つのことがらを結合させている。すなわち、文学的作品についての著者の決定権⁽¹⁸⁾と、立法や法学でも多様な道筋を辿ってきた、自分の手紙における権利との二つである。第一の権利は例外なく認められるにしても(一九〇一年六月十九日の文学上および音楽上の著作における著作権に関する法律第十一条参照)、なお今日でも手紙における権利の限界をめぐっては論争されているようだ⁽¹⁹⁾。そして書簡集のかつての編者たちを強引に分断したり、内的生活を包括的に暴露したりしたことを、ヒルト版において目の当たりにしたならば、ハイネは彼の立場からして憤慨したことであろう。すでに一八四〇年に、ハイネはフアルンハーゲンに相談して、ハイネの手紙類をガンスおよび、とりわけモーザーの遺品から取り出して、口の軽さを封じようとした⁽²⁰⁾。また仲の良いラウベについても、ある作家を批判した私的な手紙から、ラウベがある箇所を公表したことを、ハイネは深刻に受け止めた。ハイネは、パリ在住の多くのドイツ人新聞記者の書き方についてさえ考えざるをえなかったようだ。彼らは援助金欲しさに、拒絶された場合はハイネに対する記者の攻撃をドイツの新聞に流すべしという、多かれ少なかれドイツ側の指図によって、複製を提供したのであった⁽²¹⁾。このことは当然ながらもはや著作権法の領域ではないが、刑法の強要の章には入るとになる。

(2) しかしながら、ハイネの親密な親族であるハンブルクの厄介な銀行家ハイネ一族が、彼をあまり援助せず、提示した施しに対して、——ハイネは請求権があると信じた、という言い回しに彼は抵抗していた——侮辱的な表現でもって拒絶したと解した以上、ハイネは友人たちに何を期待できただろうか？ 資料に通じた者ならば、ハイネの一族はハイネに対し、ある者は敵対的な、ある者は冷淡な、ある者は無気力な態度を採ったと、ヒルトが述べ

るとき、これには同意するはずである。また、ドイツ政府のいかなる警察的措施も、ハイネの一族の側からの虐待といえるほどの圧力を詩人行使することはなかった、ということも正しい。⁽¹²⁾ 閑話休題。叔父ザロモン・ハイネがなお存命のあいだは、パリへの移住の際に約束してくれた年金は定期的を支払われた。故国への二回目の旅行から戻った直後に、ザロモン・ハイネが十二月二十三日に死去したとの知らせが来た。⁽¹³⁾ 遺言書は、単にハインリヒ・ハイネに八、〇〇〇マルク、という遺志を予告しただけであった。これに対して、とりわけハイネと仲の良い偉大な作曲家ミイヤーベアの書面上の表明によって、叔父はハイネに年額四、八〇〇マルクの終身年金を確約したこと、さらに未亡人は死ぬまでその半額を受け取るべきことを、ハイネは証明できるはずであった。ザロモン・ハイネの包括相続人となった従弟のカール・ハイネは、彼の援助でハイネはかつて一八三二年のコレラの夏に閑散とした町に住んでいたのだが、年金に対する詩人の権利を認めることを拒んだ。おそらくは、吝嗇のゆえではなく——三代の百万長者にとってその程度の金額は大したものとは思えなかった——、書くことの好きな従兄を、ある種の親族関係について沈黙させるためであった。ハイネはきわめて深く傷ついた。真つ先にハイネは訴訟を考えたが、たぶんなんの成果ももたらさなかっただろう。というのも、叔父の年金確約は、遺贈のために必要な形式を欠いており、このことをハイネは直ちに悟ったらしいからである。しかしながら、当初からハイネは、争いを裁判という客観的な審理の場に持ち出すだけでなく、世論の関心を天才と金袋との争いに引き寄せるつもりであった。⁽¹⁴⁾ 彼は匿名で新聞に広告記事を出して、ハレ博士というカール・ハイネの義兄の微妙な状態を当てにした。カール・ハイネは、ハンブルクの市参事会員になることを望んでいたからだ。そして恐喝まがいの手段を用いながらも、実際には時々態度を断念するようにも見えた。その態度とは、相手側の不埒な意図が認められる場合には、異議を申し立てないわけではないが、しかし少しは聞き入れる、という振る舞いのことである。ハイネが名づけたところによれば、

この死闘の興奮が、数年来脅かされてきた健康状態に非常に有害に作用した。そして間もなくハイネは、ずっと彼を不安にさせてきた妻に悩まされながら、衰弱していき、彼の分だけの年金が無条件に確約されたときに、名誉回復と望んだ確約とに同意したのであった。

またもや大きな情念をもって始められた、だが間もなく解消した戦いであるが、これはぞつとするような人間蔑視の感情を彼の中に呼び起こした。当時彼は古い修道会規則に取り組んでいた。「世俗ヲ軽蔑シ、自分自身ヲ軽蔑シ、軽蔑自身ヲ軽蔑スルコト」(Contemnere mundum, contemnere se ipsum, contemnere se contemni)を我が物とすること、こうした内面的な優越を、ハイネはもとより予感することはできなかったのだが。

詩人のために機敏にそして情熱的に動いた友人たち——マイヤーベア、デトモルト、若きラサール、ピュクラールムスカウ——の影響力により、カール・ハイネはしだいに軟化した。彼は先ず遺贈分八、〇〇〇マルクを支払い、戦慄すべき『回想録』の噂が立ったあとの一八四六年には、ハイネの面倒をみることを決意した。その後、詩人の死によって、彼は年金の確約をも迫られることになった。一八四七年二月二十八日付で、ハイネは心配性の母親に、ハイネの「独立戦争」の望みどおりの終結を報告することができた。この手紙の末尾には、僕は証券取引所から目の周りに青い痣を作っただけで撤収しました、と記されている。だがこの経験は、彼に思惑を警戒させるには、長期的には十分に働かなかつた。一つの事例については、詳細を知ることができる。フェルデナント・フリートランドなる人物がハイネに対して、総額一四、〇〇〇フランケンをベルギーのガス灯会社イリスの株式に投資するよう勧めた。この会社は、プラハの街の照明を請け負う事業を始めようと企画していたのである。フリートランドとその仲間たちは、その中にはラサールの父親もいたのだが、ほとんど彼らの全財産を企業のために注ぎ込んでいた。予期せぬ事情によって会社は配当金を払うことができなくなり、株式の価値が暴落した。ハイネは、フリートランド

トが株式を額面価格で引き取ることに、請求権を有するものと信じていた。ハイネには、フリートランドの事業は絶対に確実なものと述べられていたからである。これに対してフリートランドは、ハイネに他の株主以上の権利を与えることを拒否した。ハイネが依頼したブラハの弁護士は、ハイネの請求権をまるで見込みがないわけではないと考えていた。というのも、フリートランドは、彼の手紙によれば、一種の特別保証を引き受けたのであり、老練な相場師としても事業に未熟な詩人への格別の配慮が義務づけられるからである。しかしながら、このような道義的な論拠だけでなく、熟練した法律学的な論拠をも——たとえば、特別保証 (Spezialbürgschaft) は、近年の法学に照らすならば、損害担保契約 (Garantievertrag) 以上に適切なものと理解されている——、弁護士ならば、フリートランドの立証手段を一括して支持しえないものとしても、認識していなければなるまい。したがって、彼は和解を勧めたので、その際ハイネは株式を約七、〇〇〇フランケンで売却できたはずなのだが、そのように詩人は対応しなかった。ハイネが再び新聞を私的利益のために動員することを試みた幕間劇のあと、ついに会社は破産整理にいたった。その際ハイネは八、〇〇〇フランケンの金額を得て、なんとか切り抜けた。この金額は、弟のグスタフ・ハイネの尽力により比較的迅速に支払われるにいたったものである。

(3) とりわけ重要な法的文書として、ハイネの遺言書が該当するだろう。健康面の衰弱が止められないことになり、気づいて以来、彼は妻の利益を図って、たとえば遺稿の保護のために、安定的な状態を遺しておくつもりになったのだが、これは彼の場合、充分には達成できなかった。⁽¹³⁾ フランスで生活しているドイツ人としての彼にとっては、故国の法による遺言書式も、フランス法によるそれも、用いることができた。ハイネは、フランス民法典 (Code civil) の第九六九条から九七一条に規定された様々な遺言方式を使って、一八四六年と一八四七年の遺言書のためには、民法第九七〇条による私的文書による (自筆の) 遺言方式を選択し、一八五一年の最終的な遺言による処分

のためには、二人の公証人と二人の立会人による、公正証書による遺言方式(民法第九七一条(九七四条))を選択した。ここに示されたように、ハイネの三通の遺言書が認知されることになる。

a. 一八四六年九月二十七日付の私的文書方式の遺言書には、一八四七年二月二十六日付の補足が付されているが、これはその間におこなわれた従弟カール・ハイネとの和解を踏まえながらも、遺言による処分は含んでいないので、法的には意味のないものであった。遺言書そのものには、ハイネの妻が包括的相続人として、彼の掛かり付けの医師ジヒエル博士および、著名な歴史家にして大学―事務官のフランソワ・アリスティーティード・ミグネが遺言執行人として指名されていた。死後の全集版の監修者としては、友人のデトモルトとラウベが予定されていた。彼の妻がいずれ彼の傍らに墓を見出すことができるように、ハイネは所管の教区に対して、カトリック教徒に割り当てられたモンマルトル―墓地の一面に埋葬されることを要請し、その場合のために永代の墓所の購入を指示した。⁽¹³⁾

b. 一八四八年六月十日付でフランス語で書かれた私的文書方式の遺言書は、非本質的な修正を付したものでなく、その表記は詳細かつ広範に及ぶ。一八四六年の遺言書が定めた要点が認められる以上、さらに次のことが問われねばならない。すなわち、ハイネは以前の遺言書をまったく破棄したわけではない、ということについて承知していただろうか。そのことはもちろん、彼の意図に大いに沿うものではあったのだが。民法第一〇三六条は、次のように規定している。後の遺言が前の遺言を明示的に取り消していない場合は、後の遺言は、これに矛盾するかこれと両立しえない前の遺言のみを取り消すものとする、と。

c. とはいえ、こうした法的問題は、実利的なものにはならなかった。というのは、ハイネは、一八五一年十一月十三日付の公正証書方式の遺言書において、公証人デュクルーとルースの面前で、確定的な遺言上の指示を作成

したからである。⁽¹³⁵⁾ ハイネの妻は、包括相続人として書き込まれた。また基本的には、文書遺産と手紙類に關しても書き込まれたのだが、これらは直ちに密封されて甥のルートヴィヒ・ファン・エンボーデンの処置に委ねられ、彼により——適切な指示によつて——取り扱われるべきものとされた。遺言執行人としては、カシオン宮廷の顧問官マクシム・ジュベールが指名された。死後に未亡人に支払われるはずのハンブルクの年金に關しては、ハイネは長年の心からの説得でもつて従弟カール・ハイネの度量に訴えてきた。この場合、法律家が注目するのは、個々の遺産ではなく、ハイネと従弟との契約に由来する、第三者の利益のための、独立した債務法的請求権が問題となる、ということである。全集版の管理は、ルドルフ・クリステイアーニ博士が引き受けるべしとされた。その際、一部はカンペの専門的な助言を顧慮すべきであるし、他方ではとりわけ他人の筆による文書が紛れ込まないよう入念に注意すべしとされた。総じて莊重な調子で書き留められた文書に相應しく、ハイネは心に重くのし掛かつていた別の関心事にも言及している。こうして、ハイネは著作「非学問的」において良き習俗と道徳を侮辱しておきながら、神と人間に救しを請うて、次のことを書き添えたのである。すなわち、私の人生の大きな課題は、ドイツとフランスのあいだの心底からの一致に働きかけること、そして、國際的な偏見と敵意を利用する民主主義の敵の企みを挫折させることだった、と。

d. 最後に、その他の文書も遺言書として挙げられるが、けれどもそれらはあらゆる書式的要請や、さらには日付を欠いている。しかも内容からみても、ヒルト⁽¹³⁷⁾が見て取つたように、遺言書とはみなすことができない。彼は直接に、あるいは仲介者をつうじて、カール・ハイネに指定されたそれらの文書を、同様に再現している。⁽¹³⁸⁾ さらに、例の手紙は、時期的に一八五一年の遺言書よりも前に組み入れられるべきと思われる。この遺言書は同様の要請——カール・ハイネはハイネの未亡人に、たつた二、四〇〇フランケンではなく、四、八〇〇フランケンを毎年支

払ってほしい——を、より適切な文言で取り込んでおり、しかもその際、ハイネがこの要請をおこなうのは初めてではないことを示唆しているからである。

7 【シユヴァーベン⁽¹⁰⁾の娘】

ハイネは、晩年に最も美しく純粋な女性経験をもつことができた。「ムーシユ」に宛てた彼の歌曲や手紙には、愛らしいシユヴァーベン⁽¹⁰⁾娘が登場する。彼女は一八五五年にハイネのもとを初めて訪れた。彼は最も純粋な愛の響きを見出したのである。一八五六年二月十七日の朝、死は彼をあらゆる試練から救った。

8 【嘆かわしい投げ売り】

以上で中断して、墓標に別れを告げたい。墓標には、ここにドイツの詩人が眠る、と記されている。しかしながら、本研究の意図は、やはり法的な後奏曲についての若干の言葉に義務づけられている。たとえば総じてハイネの文書遺産についていえるのだが、彼の元々の原稿の途方もなく嘆かわしい投げ売りは、まったく本質的なことに、無理解で金銭欲の強い未亡人にとって重荷であった一八四四年のカンペとの契約規程と、一八五一年のハイネによる遺言上の指示との無視にもつばら関係している。一八四四年の出版契約の第六条には、ハイネの遺言執行人および権利継承人は、文書遺産に関してもカンペの先買権を尊重する義務を有する、と規定されていた⁽¹⁰⁾。一八五一年の遺言書の第三条には、ハイネの文書遺産および手紙類は密封されて甥のルートヴィヒ・ファン・エンボーデンの処置に委ねられ、彼は先入観なしにハイネの包括相続人の財産権のために詳細な指示を顧慮すべし、と規定されていた。とはいえ、正当にもハイネはそのような指示を与えなかった。また、ルートヴィヒ・ファン・エンボーデンが

そもそも正当な人物であったかも、疑わねばならない。⁽⁴⁾ いずれにせよ、ハイネの最終的遺志は無視され、不適切な結果にもなった。すなわち、一八八三年になって死んだハイネの未亡人は、おそらく無欲ではなかった弁護士アンリ・ユリアの助言を受けて、文書遺産につき、あたかもなんの条件も存在しなかったかのように、勝手に振る舞ったのである。もちろん当初は、カンペとの交渉がおこなわれたのだが、そのときにカンペは作家のマイスナーを仲介人として使った。その際、新たな留保が通告された。ユリアの説明するところによれば、ハイネの詩歌からまづもって写しが取られねばならない。また『回想録』の編集は、ハイネの文書上の指示にしたがって、ハイネ夫人の死の直後から始められる、というのである。疑うべきは、そのような指示が本当に存在したか、である。いずれにせよ、ハイネ夫人とユリアは、その後はその点には固執しなかった。また彼らの敬虔さというよりは、恥知らずな金銭欲にこそ責任が帰せられる。ようやく一八八四年になって、ハイネ自身によって清書された『回想録―断片』⁽⁴⁾が、もちろんカンペの書店から公刊されるに至った。カンペは一八五六年の文書遺産についての策動には当面は深く関わらなかつたので、ユリアとハイネ未亡人は、オーストリアやプロイセンや最終的にはフランスにとつて面目をつぶす政治的内容の評判が広がったあとになって、『回想録』を最高価格にしてこれらの諸政府に売り払おうと試みた。だが重要性や秘密性を気取ったにも拘わらず、『回想録』はなんらそのようなものを含まないことが漏れ出したので、恥知らずな欲望は余計なこととして購入希望者たちを怯ませてしまった。

しかしそれでも、カンペが最後の購入希望者として残っていた。実際、彼は一八六九年にハイネの遺した詩歌を入手したのである。すでに言及したことが、カンペは、一、六〇〇フランケンという驚くべき価格でもって、ユリアが入手した『回想録』を、一八八四年に出版した。これ以上の詳細は断念したい。いずれにせよ、上述したことによれば、ハイネ夫人とユリアとL・ファン・エンボーデンとが、ハイネの自伝のばら売りを最高に儲かる収入源

と考へたとしても、もはや驚くには当たらないであろう。

本研究の目的のもとには、二つの視点が用いられていた。問われるべきは、詩人法律家ハイネの場合、はたして人格的価値が彼の法学との取り組みから生じたのか、そしていかなる人格的価値であったのか、ということであった。さらに、ハイネの著作において、法と国家の価値がいかに叙述されたかを問うてきた。この問いに対する答えは、一義的なものではありえず、おそらく、特定の基本原理の一貫した展開として捉えられたことはない。その結果、本論稿では例外的に、偶然的なものそれ自体が支えるがゆえに、あまり望ましくはなかったが、段階的確認の方法を選択して実直かつ正当に維持してきた。ハイネの著作は、本論稿の観点にとつてまったく無意味なわけではない。法史、とりわけ憲法史と法学史、個別的な科目ではとくに刑法が、本論稿では十分に注目するに値する。だが第一の問いに対する答えも、説得力のある簡潔な文言に帰着するわけではない。というのも、ただちに次の疑問が生じるからだ。本論稿では法的学習をつうじての人格の影響が問題なのだが、それはハイネのいかなる種類の人格であつたのか？ 本論稿からは、ハイネの本質は期待できないかもしれない。このことは魅力に満ちながらも、同時に困難な性格学的課題であるはずなのだが、だがおそらくは若干の観点が、本論稿を奨励することになるだろう。

『伝記』の終結部で、カリシヤーはこう述べている。⁽¹⁴⁾ すなわち、ハイネの根底の個性とは、生のすべてを貫きこれにただちに応えることであるが、それが新しい人格の秘密から与えられた姿に変わる様子を、けつして受け入れないということであつた、と。不断に日々の糧を補給するハイネの衝動の中にカリシヤーが見出すのは、詩作と雑文稼業との、つまり孤独な時間の仕事と政治的生活への介入とのあいだの、独特な中途半端さの理由である。本論稿

はここに結び付いている。ハイネの法学生時代は、法学にあまり熱中しなかったにも拘わらず、おそらくは他の多くの詩人法律家に劣らぬ知識を彼に与えた。だが本論稿でまったく確証しえなかったのは、詩人法律家の場合にも多様に維持されてきた、この学問の性格形成力である。ハイネの大学生時代は、教養の伸張にとつても、有益な人間的交流の結び付きにとつても意義深いものだったけれども、ハイネは、専門的勉強とのあいだでは、せいぜいのところ強いられた関係しか見出さなかった。またそのような態度からは、人格にとつてなんの利益も生じなかったし、ハイネが空しく懂れた思想と行為との吟味された関係もけつして生じなかった。とはいえ、彼の職業計画は、その裏に意味内容をもった行為への憧憬が認識できると思われるのだが、それは不確実な鍵として現れる。すでに上述したように、政治的な競技場への入場そのものが、必要に迫られた打開策として現れるのである。彼における思想と行為の関係として、『冬の旅——ドイツ——』によって有名な不気味な死刑執行人は、他人には見えないままに、聖なるケルン市中を付きまとうのだが、それは極度に特徴的な象徴なのである。ハイネの場合、正義という言葉がほとんど登場しないように、彼には正義という、あらゆる法的な感覚や活動の最高の理念であり動力にしたがった行為も、どこか無縁のものであり続けていた。彼の強烈に自己中心的な性質は、正義を内なる徳として形成することを妨げた。そして——他人に対するハイネの態度やその著作においても——、ゲーテやゴットフリート・ケラーの場合に、人間的なものをすべてを明るくみごとに照らし出すような、内在的な正義がないことに気づく。その際、なんとか以下のことを看過しないようにしたい。ハイネは、人間的正義の最も重要な諸前提の一つたる自由のために、政治的かつ文化的な生活において道を拓くことに強力に貢献したことに気づくのである。彼がその際、今日では歴史的な当時の認識とは異なる戦線において、自由の敵対者を認識したと信じたとしても、このことは彼の誠実な意欲をなんら損なうものではない。なんといいても彼は、真の自由にとつての危険な敵である扇動政治と共産主

義とを、一義的に拒絶したのであったからだ。

さらに独特なことだが、宗教的な立脚点をめぐるハイネの格闘は、社会的および政治的な生活に徹底的に取り組むこととの関連では、彼を原始キリスト教的な思想行程へと導くことはなかった。あまりにも長く彼は此岸宗教の魔力に捕らわれていたので、人格神への信仰に戻ったときにも、最終的な形而上学的権力は世界の正当な秩序を規定するはずだとの思想は、彼には無縁のものであり続けた。

したがって、その人格が法と法学とによって決定的に造形されてきた詩人法律家の系列に、ハイネを取り込むことはできない。とはいえ、ハイネの存在と著作のそうした側面をもう一度意味づけるならば、ハイネは詩人の固有の偉大さをなんら損なうことはないと思えるのである。本論稿では偉大さについて語り、その際ハイネの心をつかむ詩人力、ならびに追隨を許さない優雅さを考えている。たしかに、シュテルンベルクは、的確にも以下のことを述べている。すなわち、ハイネは、合理主義とロマン主義の総合を試みることで、まさに古典主義という中間項がないことに気づかせてくれる。⁽¹⁶⁾このことから、彼における調和の欠如が説明できよう。だが、ドイツ歌曲作曲家の最も気高い巨匠たるシューベルトとシューマンが、まさしくハイネから格別に強く刺激されたことを表明しているのは、偶然なのであろうか？⁽¹⁷⁾

さらに、ハイネにとつての羽ペンが単なる鋤でなく鋭い武器でもあったことに注目する者は、ジャーナリストとしての活動との正当な関係を見出すことになる。この関係は、興味深い時代史的観点をさらけ出すのみならず、時として未来への予言的な眼差しを指し示す。⁽¹⁸⁾このことはハイネ自身にも当てはまるのだが、彼は『ドン・キホーテ』の序文において、セルバンテスに向けてこう当てこすった。「だが天才の羽ペンは、いつも彼自身より大きいのだ。その羽ペンは、彼の時代の意図をいつも遙かに超えて飛び立つ。……真の詩人は真の戦士でもある」と。

原注

- (1) Vgl. Georg Müller, S.102. ミュラーの詳論は、個別的なことだけをとり上げており、部分的には歪曲的な傾向もある。
- (2) 病的な思い上がりが表明されているのは、ハイネのラーエル・フォン・ファルンハーゲン宛の「一八二九年四月一日付の手紙 (Briefe, Bd. I, S.539)」である。彼女は、ハイネに人間としてできるかぎりの理解と厚情を示した婦人たちの一人であった。彼のゲーテに対する内的関係は、こうした性格形成によつて規定されているように思える。作家アウグスト・レヴァルトに宛てた「一八二七年一月二十五日付の手紙」には、こう書かれている。「レッツィング、ルター、ゲーテ、ファルンハーゲン、そしてハインリヒ・ハイネの言い回しや言葉使いを常に研究してください。神は最も新しい古典作家を守ってくださいるでしやうー」(Heine-Memoiren, S.585)。ハイネは、「一八四二年十一月七日付ラウベ宛の手紙 (Daffs, S.329)」の中で、自身を上級貴族 (Hochadel) に算え入れている。Vgl. Hirth, Einleitung, zu: Briefe, Bd. I, S.108f.
- (3) Einleitung, zu: Briefe, Bd. I, S.108f.
- (4) Vorwort, zu: Salon I, in: Werke, Bd. XI, S.146.
- (5) Lebensbild, S. XLII.
- (6) Heine-Memoiren, S.285ff. und Lebensbild, S. XXXIXff.
- (7) その基本思想については、vgl. Lebensbild, S. XI.
- (8) 「一八三二年五月半ばのファルンハーゲン宛の手紙」において、ハイネはこう述べている。すなわち、サン・シモン主義の所有理論は、もっと良い仕上げを必要としています。私自身は基本的には、宗教的理念にのみ興味があります」と (Daffs, S.246)。
- (9) Daffs, S.258.
- (10) Werke, Bd. XII, S.53 bis 219. Vgl. ebda, Einleitung, S.8ff. und Lebensbild, S. XLI.
- (11) その基本思想については、vgl. Werke, Bd. XII, Einleitung, S.17f.
- (12) Ebda, S.18.
- (13) Daffs, S.261.
- (14) Daffs, S.266.

- (15) Werke, Bd.IX, S.27ff. und 159. 以下の言葉で終わっている。すなわち、芸術と文学に関するハイネの著作は、芸術と文学そのものを見越してゐる。それは文化政策を駆り立てるもので、詩人によるその時代の論評であるといふべき。
- (16) Werke, Bd.XI, S.13ff. その主要部分である、一八三二年のパリの絵画展示会についての報告には、一八三三年に付論が加えられた。当該のフランス絵画の間違った整理に對して、vgl. die Einleitung, ebda., S.8.
- (17) Werke, Bd.VI, S.73ff. 文学的な評述については、die Einleitung, ebda., S.13ff.
- (18) Werke, Bd.II, S.7ff.
- (19) Vgl. Lebensbild, S.XLIIIff.
- (20) 以下には、優れた序論の多くが参照されてゐる。 Werke, Bd.IX, S.5ff.
- (21) Werke, Bd.IX, S.100ff.
- (22) 本ホルナーの「 Werke, Bd.IX, S.45 und besonders S.130ff.
- (23) Werke, Bd.IX, S.115ff.
- (24) Ebda., S.130, 135ff., 139ff., 145.
- (25) Werke, Bd.IX, Einleitung, S.19.
- (26) 以下は、ハイネが、古代ローマの法的決疑論や統治技術がローマ教会の体制に与えた影響に言及している。 Werke, Bd.IX, S.171.
- (27) Ebda., S.170.
- (28) 上の破壊的批評は、教皇の最上の「ものごころ」 Schnabel, Deutsche Geschichte im 19. Jahrhundert, Bd.IV.
- (29) Werke, Bd.IX, S.163. 【註四】(Werke, Bd.XV, S.47) には、次の断言が見出される。すなわち、死にさうな人間に対するキリスト教的慈愛をどうもわめて薄い救貧院スープも、ヘーゲルの弁証法という調理された灰色の蜘蛛の巣よりは、まだしも好ましくいふ。
- (30) 「私は、最も下品なものや最も愚劣なものだけを愛するように運命づけられているのです。……理解できるでしようか？ 一人前どころか才知豊かな男を、どうしてそのようなものが苦しめなければならぬのでしう」。例の熱狂の時期

- (18) 一八三五年十一月二十七日)のライオン宛の手紙(はなむら書かれたる (Daffs, S.276)。
 (19) Einleitung, zu: Briefe, Bd. I, S.85ff.
 (20) Werke, Bd.XV, S.58f.
 (21) Heine-Memoiren, S.352ff. Lebensbild, S.XLVII.
 (22) Einleitung, zu: Über den Denunzianten, in: Werke, Bd.XIV, S.140ff.
 (23) 以下に關するハイネの著書は、Briefe, Bd. II, "Über die französische Bühne" (1837; Werke, Bd.XI, S.77)。
 (24) 以下に關するハイネの著書は、Briefe, Bd. II, "Über die französische Bühne" (1837; Werke, Bd.XI, S.77)。
 (25) 以下に關するハイネの著書は、Briefe, Bd. II, "Über die französische Bühne" (1837; Werke, Bd.XI, S.77)。
 (26) 以下に關するハイネの著書は、Briefe, Bd. II, "Über die französische Bühne" (1837; Werke, Bd.XI, S.77)。
 (27) 以下に關するハイネの著書は、Briefe, Bd. II, "Über die französische Bühne" (1837; Werke, Bd.XI, S.77)。
 (28) 以下に關するハイネの著書は、Briefe, Bd. II, "Über die französische Bühne" (1837; Werke, Bd.XI, S.77)。
 (29) 以下に關するハイネの著書は、Briefe, Bd. II, "Über die französische Bühne" (1837; Werke, Bd.XI, S.77)。
 (30) 以下に關するハイネの著書は、Briefe, Bd. II, "Über die französische Bühne" (1837; Werke, Bd.XI, S.77)。
 (31) 以下に關するハイネの著書は、Briefe, Bd. II, "Über die französische Bühne" (1837; Werke, Bd.XI, S.77)。
 (32) 以下に關するハイネの著書は、Briefe, Bd. II, "Über die französische Bühne" (1837; Werke, Bd.XI, S.77)。
 (33) 以下に關するハイネの著書は、Briefe, Bd. II, "Über die französische Bühne" (1837; Werke, Bd.XI, S.77)。
 (34) 以下に關するハイネの著書は、Briefe, Bd. II, "Über die französische Bühne" (1837; Werke, Bd.XI, S.77)。
 (35) 以下に關するハイネの著書は、Briefe, Bd. II, "Über die französische Bühne" (1837; Werke, Bd.XI, S.77)。
 (36) Daffs, S.279.
 (37) Heine-Memoiren, S.356f. 遺稿ながら完全なかなたは印刷されたもの。
 (38) Brief an Campe vom 4. Februar 1836; Heine-Memoiren, S.358.
 (39) 以下に關するハイネの著書は、Briefe, Bd. II, "Über die französische Bühne" (1837; Werke, Bd.XI, S.77)。
 (40) Daffs, S.287.
 (41) Werke, Bd.XIV, S.151ff. Einleitung, ebda., S.139ff.
 (42) 以下に關するハイネの著書は、Briefe, Bd. II, "Über die französische Bühne" (1837; Werke, Bd.XI, S.77)。
 (43) 以下に關するハイネの著書は、Briefe, Bd. II, "Über die französische Bühne" (1837; Werke, Bd.XI, S.77)。
 (44) 以下に關するハイネの著書は、Briefe, Bd. II, "Über die französische Bühne" (1837; Werke, Bd.XI, S.77)。
 (45) 以下に關するハイネの著書は、Briefe, Bd. II, "Über die französische Bühne" (1837; Werke, Bd.XI, S.77)。
 (46) 以下に關するハイネの著書は、Briefe, Bd. II, "Über die französische Bühne" (1837; Werke, Bd.XI, S.77)。
 (47) 以下に關するハイネの著書は、Briefe, Bd. II, "Über die französische Bühne" (1837; Werke, Bd.XI, S.77)。
 (48) 以下に關するハイネの著書は、Briefe, Bd. II, "Über die französische Bühne" (1837; Werke, Bd.XI, S.77)。

- (68) 同様のことは別の脈絡で、つまり『ロマン派』の中で (Werke, Bd.IX, S.95) 語られている。「異議を申し立てられた財産権はと理念的にみて滑稽なものなる」。
- (69) Hirsh, Einleitung, zu Briefe, Bd. I, S.94ff. に、また独特の細々した見解が添えられている。独特の所見の一つは、ハインリッヒがライプツィヒに執着したかであるが、シユヴァーレンからの移民たちとの出会いについての記述である。彼らは、アルジェヤ、ノルマンディーのマオール・エック・グレース (Haore de Grace) 近郊に、新たな故郷を探そうとしていた。それは『サロニー』の序言にみられる。Werke, Bd.XI, S.147ff.
- (70) Werke, Bd.II, S.110f.
- (71) "Deutschland", Cap.24, Werke, Bd.IV, S.144.
- (72) Lebensbild, SLIVf, LVIf.
- (73) Heine, Deutschland, Cap.4, in: Werke, Bd.IV, S.102f.
- (74) Vgl. Dichterturisten, Bd.II, S.448f.
- (75) Deutschland, Cap.14-17, in: Werke, Bd.IV, S.120ff.
- (76) Ebda., Cap.25, in: Werke, Bd.IV, S.146.
- (77) Ebda., Cap.6, in: Werke, Bd.IV, S.106f.
- (78) Ebda., Cap.7, in: Werke, Bd.IV, S.110f.
- (79) 一八四六年の序言が追加された版。Werke, Bd.IV, S.21ff. vgl. Lebensbild, SLVI.
- (80) Ebda., Cap.5, in: Werke, Bd.IV, S.33ff.
- (81) Ebda., Cap.10, in: Werke, Bd.IV, S.43.
- (82) Ebda., S.44.
- (83) Ebda., Cap.17, in: Werke, Bd.IV, S.56.
- (84) 第十五章 (S.43) において、詩人はこう言及している。すなわち、カゴーというバスタ地方で追放されたと考えられる部族のために、バケールの聖堂には特別の出入り口が設けられた、と。カゴー (Cagoten) なる呼び名は、Werke, Bd.XV, S.187の注釈が述べるように、コート族の犬 (canis Gothius) から派生したと思われる。実際にそうであるならば、カゴー人の

- 蔑まれた状態は、西ゴートのな伝統を踏まえたスペイン人の誇りには不適合であるだろう。ともかく考えられるのは、バスク族の非常に異質で自意識的な民俗は、異なった立場を取ったということだ。
- (85) 『アッタ・トロロ』第二十六章 (ebda, Bd.IV, S.72ff) では、カール・マイヤー、ケレ、グスタフ・プフィツァー、ユステイヌス・ケルナーが擲揄されている。
- (86) Brief vom 3. Januar 1846, Daffs, S.371.
- (87) Werke, Bd.III, S.186.
- (88) Vgl. Heine, Februar-Revolution, in: Werke, Bd.XIII, S.323ff.
- (89) ハイネの当時の内的発展によって非常に重要な、『ロマンツェーロー』への一八五一年の後書 (Werke, Bd.III, S.264ff., besonders S.265) では、ハンス述べられている。「私は長い間、棺桶までの目安、弔辞までの目安と解されてきた」。
- (90) Ebda, S.267.
- (91) 苦痛の中に (in tormentis) 最後の時間まで仕事をしたハイネと、はるかに短命であったE・T・A・ホフマンとの対比が、しなごに指摘される。
- (92) この回想録では、とくに詩人法律家のアルニムやインマーマンやゲーテが称賛されているのだが、その企画については、すでに一八四四年四月十七日付のカンペン宛の手紙が述べている。Daffs, S.351f. Vgl. Dichterjuristen, Bd.II, S.518.
- (93) Werke, Bd.II, S.115ff. [正しくは一八五一年の刊行]
- (94) Werke, Bd.II, S.181ff.
- (95) Werke, Bd.II, S.221ff. くれに對するハイネ自身のノートIV (S.263) 44の注釈は、 Werke, Bd.XV, S.170f.
- (96) Werke, Bd.II, S.226.
- (97) 総索引に「ひらひら」 vgl. Dichterjuristen, Bd.II (Immermann), S.391, Note 21.
- (98) Werke, Bd.II, S.245f.
- (99) Ebda, S.246ff. ハバクシの注釈は、 Werke, Bd.XV, S.171.
- (100) Werke, Bd.X, S.17f. und 77f. くれに對する序言は、 ebda, S.5ff.
- (101) Werke, Bd.X, S.17f.

- (102) 『四大の精霊』には「たゞ書かれてゐる (Werke, Bd.X, S.50)。神々の中の最高神ジュピターも、ハノーファー王国の刑法によれば——ハイネはしたがってパウアー教授の講義に依拠してゐる——絞首台はともかくとして、百回も監獄に行くに値するに過ぎぬ。」
- (103) Werke, Bd.X, S.18f.
- (104) Ebda., S.42ff. 引事に拘泥するに對する悪魔の論争癖と喜ぶとは、さうした法律的な留保約款との悪魔の契約に通じる。
- (105) Ebda., S.42.
- (106) Ebda., S.42. その「たゞな禁令」を、vgl. Wohhaupter, Die Kerze im Recht, Weimar, 1940, S.7f.
- (107) Ebda., S.32ff.
- (108) ハイネとマルテンスとの継続的に良好な関係は、一八三三年四月三日付のラウン宛の手紙 (Dafls, S.295) に明瞭である。
- (109) Brief an Detmold vom 3. Oktober 1837, Dafls, S.304.
- (110) Vgl. Dichterturisten, Bd.II, S.493. 『ロマン派』への所見。「夢の絵」(『歌の本』 Werke, Bd. I, S.82ff. besonders S.84) では、ホルティヤー役(シラーの『プリム・スチユマー』に登場)の演技中に自分を刺して死んでしまった役者の動機が、アルニムの青春小説『ホルニムの恋愛生活』(一八〇二年)から引用されてゐる。Vgl. die Anmerkung, in: Werke, Bd.XV, S.150. なお一八五〇年には、ハイネはカンペンからアルニムの『王冠の護持者』を所望された (Brief vom 28. September 1850, Dafls, S.396)。
- (111) Brief vom 21. September 1844.
- (112) Brief vom 2. Juli 1835, Dafls, S.272.
- (113) Werke, Bd.IV, S.140.
- (114) ハイネーカンペン問題に、vgl. Hirth, Einleitung, zu Briefe, Bd. I, S.20ff.
- (115) この非常に興味深い契約文は再現されてゐる。Einleitung, zu: Briefe I, S.22ff.
- (116) Werke, Bd.II, S.106. Anmerkung, Werke, Bd.XV, S.165.
- (117) Werke, Bd.XV, S.71.
- (118) 最近偶然ではあるが、出版についての著者の決定権が眞の著作者人格権を意味することが否定されたにも拘わらず、そ

れが著作者人格権に分類されることに、私は賛成である。

- (11) Vgl. Alexander Elster, Urheber- und Erfinder-, Warenzeichen- und Wettbewerbsrecht, 2. Aufl., Berlin-Leipzig, 1928, S.87, 95.
- (120) Brief vom 5. Februar 1840. Daffs, S.320f.
- (121) 詳細は、Hirth, Einleitung, zu Briefe, Bd. I, S.105f. 下劣な手段によりつつ、虚栄心や嫉妬やその他の低級な動機に始まって挑発的な侮辱的発言にいたるまで、いかに細々したことが膨れ上がっていったかは、ハイネーザフィールデーッサウアー事件が示してゐる。このことについては、裁判についての報告を含む不愉快な文書が、Heine-Reliquien, S.262ff. に見出せる。
- (122) Hirth, a.o., S.41, 91.
- (123) 遺産相続争つに、vgl. Heine-Memoiren, S.519f. Lebensbild, SLVIII.
- (124) こうした意図は、一八四五年一月四日付のカンペ苑の手紙および一月九日付の親しい弁護士デトモルト苑の手紙から判明した。Daffs, S.365ff.
- (125) Brief an Detmold vom 13. Januar 1845; Heine-Memoiren, S.526.
- (126) のちに影が差したハイネとマイヤーヘーアの交流に、vgl. Friedrich Hirth, in: Greif, 1914.
- (127) 一八四六年の三月十日付のある手紙において、ハイネはラサールに対してその熱狂的厚情に感謝している。Daffs, S.373ff. 数年後、ラサールについてのハイネの好意的評価は完全に変わった。
- (128) Daffs, S.381.
- (129) 事実の叙述に、vgl. Heine-Reliquien, S.30ff. und S.59f. (besonders S.64ff.), sowie S.301f.
- (130) 損害担保—契約とは、これにより誰かが、契約の相手方に対して事業から生じる危険につき、契約の相手方に対し全部あるいは一部について担保すべく義務づけられる契約である。損害担保—契約 (Garantie-Vertrag) は、もとより未知の原因に対する債務が不備であるがゆえに、学問的には保証 (Bürgschaft) とはやや異なるものである。Vgl. Fimuccerus-Lehmann, Lehrbuch d. bürgerl. Rechts II, Schuldverhältnisse 2, 1930, S.624f.
- (131) パロディ的な、嘲笑癖から溢れ出た詩作「遺言」(Werke, Bd.III, S.190f.) が、法的に重要な処分権とは非常に距離があることを、もちろんハイネは知っていた。

- (132) Werke, Bd.XV, S.125ff.
- (133) 実際、古いカトリック教会法の一節にはこうある。すなわち、他の宗派の信徒に対しては、カトリック—教会墓地への埋葬は基本的に拒否されるべきである、と。だが、問題を全面的に解明するためには、はたしてフォブール・モンマルトル墓地は宗派墓地と自治体墓地——このことはフランス革命以後、まったく同じことになったはずなのだが——のどちらに相当するのかわ知らなければならぬだろう。
- (134) Werke, Bd.XIV, S.125f.
- (135) Werke, Bd.XV, S.126f.
- (136) Werke, Bd.XV, S.135ff.
- (137) Einleitung, zu: Briefe, Bd. I, S.46f.
- (138) A.a.O., S.48ff.
- (139) 本名エリーゼ・クリーニッツナリも、彼女はのちに『ハインリヒ・ハイネの最後の日々』(Les derniers jours de Henri Heine, Paris, 1884) を公刊する際「別名カミーユ・セルタンのはうを用いた」。
- (140) Hirth, Einleitung, zu: Briefe, Bd. I, S.24. 弟のグスタフ・ハイネの報告 (Heine-Reliquien, S.276) によれば、ハイネは一八五五年十一月にグスタフが最後にパリに訪れた際にも、契約に校訂を加えることを検討しており、その機会に弟のある種の異議に直面してこう述べた。「お前は俺より良い法律家だよ。そう思うのは、俺がゲッティンゲンで法律を学んだからだ」。けれども、もはや契約の校訂には至らなかつた。
- (141) 根拠のある疑念に「*cf.* Hirth, a.a.O., S.62f.
- (142) Werke, Bd.XV, S.71.
- (143) ハイネが全集版への権利を、約二〇、〇〇〇フランケンでカンペに譲渡したことが想起される。
- (144) SLXVI.
- (145) Kurt Sternberg, Heinrich Heines geistige Gestalt und Welt, Berlin-Grünwald, 1929, S.333.
- (146) この意味におおむね、インマーマンは一八三二年五月二日付でハイネに宛てて書つた手紙 (Heine-Reliquien, S.165ff., besonders S.166)°。ハイネの仕事は、少し線を加えたり切ったりしてみれば古典的なものに翻訳しうることを、インマーマ

ンは発見した。さらに、このことについて次のようにハイネを説得できることを、インマーマンは希望する。「精神的個人としての詩人は、貴方の中で、完成しています。でも時折外的なものの後ろに、偶然的なものが紛れ込んでいます」。

(147) シューベルトとシューマンが、曲を付けた詩歌に姿を現す悪魔の足を白衣の幽霊(animae candidae)と気づくことはなかった、と繰り返し書かれていることは承知している。しかしながら、この言い回しの正当性は、次のことに注目するならば、疑問視されることになる。すなわち、少なくとも精神的に同等の音楽作品であるならば、特定の意味を、この場合には純粹に抒情的な意味を、選び取る権利を有しているのである。

(148) 『シェイクスピア劇の少女たちと婦人たち』の末尾(Werke, Bd. X, S.171f.)には、二十世紀を想起させる一文がみられる。「しかしいつの日か、罪深い汎神論という悪魔が勝利するならば……、哀れなユダヤ人の頭上に、これまでの苦難を凌駕するような迫害の嵐が襲いかかることでしょう」。

(149) Werke, Bd.XI, S.169.

※以上は、Eugen Wollhauper, Heinrich Heine, in: ders., Dichterturisten, hrsg. v. H.G. Seifert, Bd. II, Tübingen, J.C.B. Mohr (Paul Siebeck), 1955, SS. 440-523の全訳である。翻訳に際しては、以下の諸点を指針とした。

- ・ 著書・雑誌・新聞については『』、論文や詩作品については「」を付した。
- ・ 各項につき、内容を勘案しつつ【】中に表題を加えた。
- ・ 隔字体で強調されている箇所には、傍点を付した。
- ・ 原文の脚注部分は、「原注」として各項末に集約した。
- ・ 末尾の文献一覧は訳出せず、原注の参照文献部分に包摂した。
- ・ 補足的な説明や参照文献の略記については、「」を用いた。